

令和4年 第5回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和4年第5回南会津町議会全員協議会会議録目次

9月9日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	5
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について	6
①デジタル絵本導入事業	6
②私立保育所等原油価格高騰対策支援事業	7
③応援パーッケージ配達事業	8
④抗原検査キット配布事業	8
⑤こだまエールプロジェクト事業	9
⑥在宅介護サービス事業所原油価格高騰対策支援事業	10
⑦原油価格等高騰対策事業	11
⑧地酒販路開拓支援事業	11
⑨冬期経済対策電子決済推進事業	12
⑩肥料高騰緊急対策事業	13
⑪飼料高騰緊急対策事業	16
下水道事業受益者負担金の不適切な事務処理に伴い町長給与を減額する条例改正について	37
消防団員の処遇改善にかかる条例改正について	41
上下水道事業包括業務委託について	45
環境共生施設（ひこばえの家）解体撤去工事について	55
高校統合に係る通学手段について	65
◎閉会の宣告	72

令和4年第5回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和4年9月9日（金曜日）午前11時14分開会

1 開会

2 町長挨拶

3 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について

① デジタル絵本導入事業

② 私立保育所等原油価格高騰対策支援事業

③ 応援パッケージ配達事業

④ 抗原検査キット配布事業

⑤ こだまエールプロジェクト事業

⑥ 在宅介護サービス事業所原油価格高騰対策支援事業

⑦ 原油価格等高騰対策事業

⑧ 地酒販路開拓支援事業

⑨ 冬期経済対策電子決済推進事業

⑩ 肥料高騰緊急対策事業

⑪ 飼料高騰緊急対策事業

(2) 下水道事業受益者負担金の不適切な事務処理に伴い町長給与を減額する条例改正について

(3) 消防団員の処遇改善にかかる条例改正について

(4) 上下水道事業包括業務委託について

(5) 環境共生施設（ひこばえの家）解体撤去工事について

(6) 高校統合に係る通学手段について

4 閉会

出席議員（16名）

1 番 五十嵐 芳 道 議員

2 番 馬 場 浩 議員

3番	川島進	議員	4番	渡部優	議員
5番	室井英雄	議員	6番	渡部訓正	議員
7番	丸山陽子	議員	8番	湯田良一	議員
9番	大桃英樹	議員	10番	湯田哲	議員
11番	高野精一	議員	12番	山内政	議員
13番	菅家幸弘	議員	14番	星光久	議員
15番	楠正次	議員	16番	室井嘉吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
星英雄	教育長	小寺俊和	総務課長
星良栄	総合政策課長	渡部秀介	住民生活課長
湯田賢史	健康福祉課長	室井利和	農林課長
星博文	商工観光課長	月田啓	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	阿久津勝英	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	渡部浩明	舘岩総合支所長
馬場誠	伊南総合支所長	平野芳和	南郷総合支所長
星克之	健康福祉課主幹 兼課長補佐兼 子育て支援係長	佐藤隆士	商工観光課長補佐兼 商工振興係長
近藤功一	健康福祉課 課長補佐兼 介護保険係長	藤沢一彰	農林課農政係長
星宏明	建設課長補佐	小椋恵司	住民生活課 消防交通係長
山内大和	環境水道課 業務係長		

事務局職員出席者

星貴夫	事務局長	星彰	議事係長
-----	------	----	------

開会 午前11時14分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、若干早いようではありますが、全員おそろいのようにございますので、ただいまより会議に入りたいと思いますが、いいですか。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

ただいまから、令和4年第5回南会津町議会全員協議会を開会いたします。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものであります。

次第は、お手元に配付のとおりであります。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○渡部正義町長 本日は、議会全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙もかかわらずお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、6点についてご説明をさせていただきたいと考えております。

まず、1点目、今定例議会に提案しております一般会計補正予算（第5号）に計上の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施する11の事業についてでございます。

①デジタル絵本導入事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で自宅で療養となった子供たちに対して支援を行うものでありまして、②私立保育所等原油価格高騰対策支援事業は、燃料費が高騰する中において、保育所児童の送迎サービスを維持していただくため、車両の燃料費の支援を行うものであり、③応援パッケージ配達事業は、感染症により自宅療養となられた方に安心して生活を送っていただくために、日常生活必需品を配達するものでございます。

④抗原検査キット配布事業でございますが、介護・保育などの施設で感染者が確認された場

合、感染拡大を防ぐため、施設従事者に対し検査キットを配布するもので、⑤のこだまエールプロジェクト事業は、コロナ禍で家に籠もりがちな高齢者の元気確認、さらにはふだん会うことのできない家族とのつながりを生むための事業でございます。

また、⑥在宅介護サービス事業所原油価格高騰対策支援事業は、デイサービスなどの送迎を行う介護事業所に対し、送迎車両の燃料費の支援を行い、⑦原油価格等高騰対策事業は、原油価格等の高騰により大きな影響を受けている町内事業者に対して、燃料費、光熱費の一部を支援するものでございます。

さらに地酒販路開拓支援事業は、コロナ禍の影響を受けて販売量が減少している地酒の新たな販路を見いだすための支援で、⑨冬期経済対策電子決済推進事業は、冬期間の地域経済を活性化させるとともに、電子決済の導入及び利用促進を図るための事業でございます。

⑩肥料高騰緊急対策事業は、原料の輸入依存度が高く、化学肥料高騰の影響を受けている農家の支援を行うもので、11番目、飼料高騰緊急対策事業も同様に、原料の多くを輸入に頼っており、飼料価格の高騰の影響を受けている畜産農家への支援となっております。

これらの事業は、コロナ禍における町民生活支援と原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への負担軽減を図るため、町として、可能な限りの支援を行うものでございます。

次に、2点目ではありますが、下水道事業受益者負担金の不適切な事務処理に伴い町長給与を減額する条例改正についてでございます。

本件は、6月に開催されました令和4年第3回議会全員協議会で環境水道課長よりご説明申し上げましたとおり、下水道事業受益者負担金について、担当職員の法令等に関する理解不足により多額の不納欠損額が生じてしまったことから、町民へのおわびと再発防止のため、町長自らが給与を減額するものであり、その内容についてご説明するものでございます。

なお、この案件につきましては、特別配付資料はございません。口頭での説明とさせていただきます。

次に、3点目、消防団員の処遇改善にかかる条例改正についてでございます。

本件は、総務省消防庁から通知が届いておりまして、消防団員の苦勞に報いるため、年額報酬及び出勤報酬を改正するもので、その内容について、改正の内容について説明をさせていただきます。

4点目、上下水道事業包括業務委託についてでございます。

本町の上下水道事業においては、人口減少に伴う料金収入の減、施設の老朽化による維持管理費用の増など多くの課題を抱えております。今後は、水道事業経営の効率化やサービス向上

を見据えた専門的技術の継承が必要となることから、窓口業務、料金徴収業務、施設管理業務について外部委託を検討中であり、その概要についてご説明をさせていただくものでございます。

次に、5点目、環境共生施設、ひこばえの家と呼ばれている施設でございますが、その解体撤去についてでございます。

本件は、この冬の雪害により倒壊した滝原地区のひこばえの家について、建物が建設された経過及び倒壊した原因を調査いたしましたのでご報告をさせていただきたいと考えております。

最後に、6点目、高校統合に係る通学手段確保についてでございますが、8月に入りまして、福島県教育長、県立高校改革室より、スクールバス運行に係る経費の負担割合及び支援期間について、県教委の考え方が示されたことから、その提案内容をご報告しますとともに、県教委に対して町の考えを回答しておりますので、併せてご報告をさせていただきます。

なお、本件につきましては、県教委との資料のすり合わせ等ありまして、資料の提出が本日になったことについて、何とぞご容赦をいただきたいと思います。

以上、6項目の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をいたささせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営に関し、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。



◎議題

○室井嘉吉議長　それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について、実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。

また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は、答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるよう、よろしくお願い致します。

なお、議題（１）の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業については、説明事項が複数あることから、質疑等は適宜区切って行いますが、発言時間は合計で30分となりますので、ご了承願います。

（１）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業についてを議題とします。

説明をお願いします。

健康福祉課主幹。

○星 克之健康福祉課主幹兼課長補佐兼子育て支援係長 健康福祉課主幹兼課長補佐兼子育て支援係長の星克之でございます。

私からは、（１）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金①デジタル絵本導入事業、②私立保育所等原油価格高騰対策支援事業、この２点についてご説明申し上げます。

資料ナンバー１の①をご覧いただきたいと思います。

新型コロナウイルスに感染してしまった子供、また家庭内により家族感染があった場合、濃厚接触者となってしまう子供は、実質10日間以上の自宅での待機というか、自宅での療養を過ごすような形になってしまいます。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種対象となっていない5歳未満の子供たちは、外出の制限等で自宅で過ごす時間が長くなっているような現状があるところでございます。

こういったことで外出ができず、自宅でストレスをためている子供たちの支援といたしまして、デジタル絵本導入事業を今回提案するものでございます。

事業の実施の目的といたしましては、繰り返しになってしまいますが、コロナ禍で図書館へ行く機会が減ってしまった子供、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、自宅での時間が長くなってしまった子供たちのストレス軽減と読書の機会を提供することによって、子育て支援を取り組むといった事業の内容になってございます。

対象者といたしましては、健康福祉課で新型コロナウイルスの感染情報を把握できますので、自宅療養、自宅待機となった子供たちを対象とすること。それから、子育て世代包括支援センターえがおを通して関わりを持ってきた未就学の子供たちを対象にして、事業のスタートアップを考えておるところでございます。

事業の実施期間は、令和４年の10月からといたしております。

この事業のイメージでございますが、まず、使用するデジタル絵本の概要といたしましてでございますが、タブレット端末を活用いたしまして、専用のアプリによって、絵本の読み聞かせができる状態にセットアップをしておきます。このタブレットに内蔵される絵本はゼロ歳か

ら小学校高学年向けの図書でありまして、蔵書数が1文庫で734冊入っている形になります。また、ただ、この文庫の本は、毎年更新ができる状態になっておりますので、蔵書数を増やしていくというような対応も可能となっております。

このデジタル絵本タブレットの貸出しを自宅療養・自宅待機となった子供たちに行う事業になっております。子供たちがタブレットの前で絵本の読み聞かせを受けることによって、興味を引くというようなことがありますし、ストレスの軽減につながることを期待できます。

また、絵本から多くの言葉を聞くことで、語彙を増やしたり、表現力をつけるなど、発達の支援、学習の支援といった効果の発展性もある事業というふうに捉えているところでございます。

最後になりますが、事業の予算ですね、事業費の予算といたしましては、導入費用として、DVD等の電子データの記録媒体となる消耗品の購入費として6万7,000円、タブレット端末の購入費、備品購入費として61万8,000円、購入するタブレット端末は7台を想定しております。内訳といたしましては、本庁に4台、それから各支所1台の合わせて7台の購入を予算計上させていただいております。

続きまして、資料ナンバー1の②をご覧くださいと思います。

私立保育所等原油価格高騰対策支援事業についてご説明申し上げます。

事業の目的といたしましては、コロナ禍における原油高騰のあおりを受けながらも、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら社会活動を継続させるため、子供の保育事業を実施している私立保育所等が町内に幾つかございます。こうした保育所においては、入所児童の送迎サービスに係る費用負担が大きくなっております。入所児童の送迎のサービスを実施しながら、保育サービスの提供を維持していくことを町として支援するため、送迎に伴う燃料費の一部を補助金として交付する事業としております。

対象者につきましては、送迎サービスを行っている町内の私立幼稚園と私立保育所となります。

事業の実施期間は、令和4年10月から12月までの3か月といたします。

事業の実施方法といたしましては、児童の送迎を行っている車両の走行距離に応じまして、補助金を定めて交付し、費用の一部を支援することとしております。

走行距離別補助金の金額といたしましては、1か月当たりの走行距離によりまして、1,000キロ未満の車両は1台につき5,000円、1,000キロ以上、2,000キロ未満の車両が1万円、2,000キロ以上の走行をする車両については、1万5,000円を補助金として交付するふうに考

えております。

事業の予算といたしましては、燃料費補助金として、車両3台分の3か月分で7万5,000円を計上するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 次、お願ひします。

健康福祉課課長補佐。

○近藤功一健康福祉課課長補佐兼介護保険係長 健康福祉課課長補佐兼介護保険係長の近藤と申します。よろしくお願ひします。

私からは、③番から⑥番の4事業についてご説明させていただきます。

では、資料ナンバー1の3をご覧ください。

応援パッケージ配達事業でございます。

新型コロナウイルスに感染し、自宅療養となられた方々やその同居者に安心して自宅療養していただくために、生活日用品及び食料品をご自宅までお届けするといった事業でございます。

資料中段の事業イメージ部分をご覧ください。

すみません、申し訳ありませんが、ここで訂正をお願ひします。

2行目の「以下AからBセット」と記載してございますが、その「B」の部分を「C」に訂正をお願ひいたします。「B」を「C」に訂正をお願ひいたします。「以下AからB」という部分の「B」ですが、その「B」を「C」に訂正していただきたいと思ひます。

説明に戻らせていただきますが、Aセットの生活日用品、食料品のBセット、Cセットの3種類を用意いたしまして、Aの生活日用品は、ここに記載の中から5点を選んでいただき、それとBセット、もしくはCセットの組合せで、本人のご希望によりお配りしたいと考えております。

その下段のフローチャートを見ていただきたいのですが、まず、県からの情報提供、①でございますが、これを受けまして、②、③、町が電話により本人の希望を確認いたします。④として、事前にお願ひしている委託業者に町が発注し、⑤の配送という流れになります。

事業期間は、10月から3月までを予定しております。

事業費としましては、対象者300名を見込んでおりまして、A、B、またはA、Cのワンセットが6,500円、事業費として195万円を計上させていただいております。

次に、抗原検査キット配布事業でございます。

資料1の④をご覧ください。

介護・障害・保育施設で感染者が発生した場合、集団感染に拡大する危険性がありますので、感染拡大を未然に防ぐために検査が必要な施設従事者に適時抗原検査キットを配布するという事業でございます。

あわせて、先ほどご説明いたしました応援パッケージ配達事業の対象者についても、抗原検査キットを配布したいというふうに考えております。

中段の事業イメージをご覧ください。

町内の介護・障害・保育施設で感染が発生した場合、施設従事者等に検査キットを配布しまして、出勤前などに検査をしていただくというものでございますが、基本的に、無症状者を対象としたいというふうに考えております。

使用回数としましては、3施設の従事者の合計で1,100回、自宅療養者とその同居者分として1,000回分、合計で2,100回分を想定しております。

事業費としては、単価1,430円の2,100回分で300万円を計上させていただいております。

続きまして、こだまエールプロジェクト事業でございます。

資料ナンバー1の5をご覧ください。

この事業は、コロナ禍により家に籠もりがちとなっている高齢者の元気確認と家族と思うように会えていない高齢者が往復はがきのやり取りから、つながりを生み出していただくきっかけをつくるための事業となっております。

対象者としては、65歳以上の独り暮らしの高齢者を考えております。

資料中段のイメージ図をご覧くださいなのですが、まず①、町から封書により、独り暮らしの高齢者に本事業の紹介を行いまして、②利用希望について回答していただきます。同封した返信用のはがきにより回答していただく流れとなりますけれども、この際、簡単な近況報告などの安否確認のできる項目も設けたいと思っております。

次に、③に希望者への往復はがきの送付というふうになりますが、この往復はがきには、通信欄の周りに事業名を含めましてイラストを印刷するなど、オリジナル感のあるものを作成したいというふうに考えております。

④になりますが、独り暮らしの高齢者となかなか会えない家族で往復はがきで連絡を取り合っていていただき、お互いの癒やしだったり、不安解消に役立てていただければと思っています。ところでございます。

現在、町内の独り暮らしの高齢者につきましては1,330人程度おられますけれども、安否確認を含めまして、1,330人全員に今回の事業についてお知らせをしたいというふうに考えてお

るところです。

往復はがきの希望者につきましては、1,000人程度を想定しております。

事業の期間は、10月から来年の3月を予定しております。事業費としましては、封筒代の消耗品が2万円、往復はがきの印刷代が18万円、はがき、切手代等の通信運搬費で65万8,000円、合計で85万8,000円を計上させていただいております。

最後になりますが、在宅介護サービス事業所原油価格高騰対策支援事業についてご説明申し上げます。

資料1の⑥をご覧ください。

昨今の原油価格高騰を受けまして、送迎等が必要な介護事業所では、燃料費が経営を圧迫している状況がございます。本事業は、そのような事業所に対し、燃料代について支援する事業となっております。

対象については、在宅介護サービス事業所7事業所を対象としておりまして、事業期間は、今年10月から12月までの3か月間を予定しております。

事業イメージとしましては、資料中段のイメージ図を見ていただきたいと思いますが、1か月の走行距離によって、3段階の距離数により支援していきたいというふうに考えております。1か月の走行距離が1,000キロ未満の車両1台につき5,000円、1,000キロ以上2万キロ未満が1万円……。

〔発言する者あり〕

○近藤功一健康福祉課課長補佐兼介護保険係長 すみません、ちょっと資料のほうで印刷になり切れていなかった部分がありますので、事業イメージの部分でございますが、事業費用の上の走行距離別補助金の額（1台当たり）という部分でございますが、2,000キロ以上1万5,000円という表記が、すみません、印字されておりましたので、追加をお願いしたいと思います。

それで、よろしいでしょうか。

ここに記載のとおり、5,000円、1万円、1万5,000円というような形で3段階に分けまして、支援していきたいというふうに考えているところでございます。

事業費としましては、事前調査によりまして積み上げた金額というふうになりますが、補助額5,000円の車両が10台で3か月で15万、1万円の車両が10台、同じく10台で3か月で30万円、補助金1万5,000円の車両が2台で3か月で9万円、合計22台を対象としまして、事業費54万円を計上させていただいております。

以上で、健康福祉課の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長補佐。

○佐藤隆士商工観光課長補佐兼商工振興係長 商工観光課課長補佐兼商工振興係長の佐藤と申します。

私のほうからは、商工観光課の提案事業についてご説明させていただきます。

資料1の⑦をご覧ください。

まず、1つ目の事業が原油価格等高騰対策事業となります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、昨今の原油価格や電気料金等の高騰が町内経済に大きな影響を及ぼしていることから、町内に事業所を有する法人または個人事業主のうち、燃料費及び光熱費も高騰の影響を大きく受ける事業者に対し、事業の継続や雇用の確保等を支援することを目的として、その経費の一部を助成するものです。

なお、法人につきましては、中小企業基本法で規定する中小企業者等といたします。

補助金額につきましては、令和4年4月から9月までのうちの連続する3か月間の燃料費と光熱費の合計額から、令和3年の同期分の燃料費と光熱費の合計額を差し引いた額が10万円以上になる場合、その額の3分の1を補助金として交付するものです。

上限額につきましては、1事業所30万円とし、複数の事業所を有する場合は、1法人または個人事業主当たり50万円を上限とします。

補助対象経費のイメージにつきましては、資料に記載のとおりとなります。

なお、この図につきましては、1事業所の場合を想定して、上限を30万円としておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、複数の該当する事業所がある場合は、1法人または個人事業主の上限は50万円となります。

スケジュールにつきましては、補正予算成立後、直ちに要項の制定や周知の準備等に着手し、10月中には事業者向けに周知を行い、12月下旬までに申請してもらい、手続が完了した事業所から順次交付するというスケジュールで考えております。

周知の方法につきましては、広報紙や町ホームページでの周知のほか、商工会からの周知を考えております。

予算計上額につきましては、記載のとおり、約230社で3,000万円を想定しております。

続きまして、資料1の8をご覧ください。

2つ目の事業が地酒販路開拓支援事業です。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化により、商談機会が減少して

いることに加え、冠婚葬祭の簡素化や飲酒機会の減少等により日本酒の消費が低迷していることから、日本酒プロモーションイベントを実施し、新たな販路を開拓するなど、販路拡大を図ることで酒蔵を支援するものとなっております。

内容につきましては、町内にある4つの酒蔵で組織する南会津蔵の会に補助金を交付し、東京都港区にあります八芳園でのプロモーションイベントの開催等を支援いたします。

なお、八芳園は、東京都港区白金台に所在する有名なレストラン、結婚式場で、外国人をはじめ多くの固定客を抱えている会社です。東京オリンピックの際に本町がホストタウンとなったアルメニア共和国の食文化を本町の食材を使用して表現したメニューを開発してもらうなど、本町とつながりのある会社となっております。

プロモーションイベントにつきましては、10月と3月の2回開催する予定となっております。

10月のイベントにつきましては、蔵元さんと一緒に日本酒を楽しむ会として、2日間、4蔵元の日本酒とアユや南郷トマト、キノコなどの南会津町産の食材を使用したペアリングメニューの提供を行います。また、各蔵元から、お酒の特徴や酒作りへの思いなどを直接参加に話していただきます。定員は、1日当たり25名程度で、対象は、都内近郊に住んでいる日本酒愛好家を想定しております。

3月のイベントにつきましては、福島・南会津町の日本酒プロモーションイベントとして、5日間、4蔵元の日本酒大試飲コーナーを含んだ日本酒PRイベントを開催します。あわせて、和太鼓の演奏やそば打ち体験等を実施し、日本酒以外の町の魅力についても宣伝する予定です。参加者は5日間で800人から1,300人を見込み、対象は、都内近郊に住んでいる日本酒愛好家のほか、八芳園の顧客のファミリー層や在日外国人の方を想定しております。なお、5日間のうち1日は、商談会等の開催も予定しています。

また、八芳園は、東京オリンピック関連の映像制作を手がけるなど映像技術にもたけていることから、日本酒の仕込み風景や4蔵元のインタビュー、南会津町の景色などを取り入れた日本酒をPRする映像を海外の方にもご覧いただけるように英語の字幕も取り入れて制作します。出来上がった映像は、各種イベントで利用するほか、ウェブでも配信する予定となっております。

予算計上額につきましては、蔵の会への補助金367万4,000円と、そういったプロモーションイベントに同行する職員等の旅費39万6,000円を合わせて、416万円となっております。

続きまして、資料1の⑨をご覧ください。

3つ目の事業が冬期経済対策電子決済推進事業です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化と物価高騰の影響を受けて低迷する地域経済の活性化を図るため、町内の対象店舗において、電子決済サービス P a y P a y を利用した場合に最大20%のポイントが付与されるポイント還元事業を実施し、町内での消費喚起を図るとともに、障害者も利用できることから、地域外の需要の獲得を図ることを目的として実施するものです。あわせて、電子決済の導入及び利用促進につなげていきたいと考えております。

事業概要につきましては、2023年1月5日から1月31までのキャンペーン期間中に町内の P a y P a y 加盟店のうち、町が指定した対象店舗で商品等を購入し、電子決済サービス P a y P a y で支払いをした場合に20%の P a y P a y ポイントが付与されるものです。ただし、ポイント付与には上限が設定されまして、1回当たり1,000円相当、期間中で最大5,000円相当のポイント付与となります。

事業のイメージにつきましては、資料に記載のとおりとなります。

なお、P a y P a y から各店舗への売上金の入金、月末締め翌々営業日、利用者への P a y P a y ポイントの付与は、決済した翌日から30日後となります。

また、キャンペーン開催前に町民向け及び未加盟の店舗向けへの説明会等を実施し、キャンペーンへの参加をサポートしていきます。

予算計上額につきましては、P a y P a y 株式会社への委託料1,814万8,000円となっております。内訳につきましては、キャンペーンの還元費用1,600万円、プラットフォーム手数料52万8,000円、運営費110万円、販促費52万円となっております。

以上で説明を終わります。

○室井嘉吉議長 農政係長。

○藤沢一彰農林課農政係長 農林課農政係長の藤沢です。

私から、⑩、⑪の2つの事業についてご説明をいたします。

資料1の⑩をご覧ください。

肥料高騰緊急対策事業でございます。

目的でございますが、農業者は、新型コロナウイルス感染症の影響による米価の下落に加え、世界経済の不安定化による化学肥料価格の高騰の影響を受けております。化学肥料は、その多くを輸入に頼らざるを得ず、さらなる大きな高騰が見込まれ中で、農作物の再生産に支障がないよう、肥料高騰の影響を受けている農業者を支援するものであります。

対象者でございますが、事業実施主体は、南会津町農業再生協議会を想定してございます。

交付対象は、3つの区分がございます。1つ目は、令和4年に水稻を20アール以上作付した者。2つ目は、田に水稻以外の販売用作物を20アール以上30アール未満作付した者。3つ目は、畑に販売用ソバまたは町の重点振興作物を20アール以上作付した者としております。

出荷を証明できる資料を提出できる方のみとし、また、重点振興作物は、南郷トマト、アスパラガス、リンドウ、カスミソウ、カラー、スターチスといたします。なぜこのような区分を設けたかにつきまして、後ほど説明をさせていただきます。

支援の内容でございますが、令和4年産の販売用作物の作付面積に応じ支援をいたします。

水稻につきましては、作付面積から自己消費分の10アールを引いた面積を対象面積とし、10アール当たり1,000円を助成いたします。

田で水稻以外の作物を作付する場合につきましては、作付面積10アール当たり1,500円を助成いたします。

畑でソバを作付した場合は、10アール当たり500円を助成いたします。

畑で町の重点振興作物を作付した場合は、10アール当たり1,500円を助成いたします。

資料の裏面をご覧ください。

肥料高騰に係る国・県・町の支援内容の表をご覧ください。

今回、肥料高騰を受け、国や県でも肥料高騰に対する支援策を打ち出しております。

まず、表の中ほどでございますが、福島県におきましては、春肥料の高騰した肥料費の3分の1を支援をいたします。米価下落による所得が著しく下落している稲作農家の支援ということで、水稻及び水稻から転換した作物についての支援としております。助成額は、水稻で10アール当たり500円、水稻以外の作物で10アール当たり1,500円の支援となっております。なお、畑への支援はございません。

続きまして、表の右側、国の支援でございますが、国では、令和4年6月から令和5年5月まで購入した肥料費について、化学肥料の軽減に向けた取組を実施することを要件に、前年から肥料費が上昇した分の7割を支援することとしております。支援の額は、表の中の計算式に基づいて計算されることとなっております。実際に購入した肥料の注文書や領収書が必要となっております。

続いて、町支援の考え方をご覧ください。

今ほど説明しました国や県の支援策を考慮いたしまして、町として、支援策を次のようにしたところでございます。

まず、県と同様に米価下落の影響を受ける稲作農家に対する支援が必要と考え、県の支援に

上乘せを実施することといたします。

次に、県の支援対象とならない田で20アール以上30アール未満の作付者及び畑でソバまたは町の重点振興作物栽培者への支援を実施いたします。

今ほど説明しました水稲及び水稲以外の作物の作付面積の要件を町では20アール以上としてございます。これは、今までも、昨年も実施しております米価下落の支援の際も、小規模の農家であっても一様に影響を受けているということで、20アール以上での支援を実施してございます。

また、新規就農で園芸作物、トマト等で新規就農される方は、おおむね20アールからの営農を開始してございます。そのような観点から、町では、20アール以上の方について支援をするということで、面積要件を20アール以上としたところでございます。

助成額の考え方でございますが、まず、水稲でございますが、令和2年の農林水産統計によります水稲の肥料費、水稲作付に係る肥料費が1万397円となっておりまして、令和3年から令和4年の価格の上昇率が16%ということとなっており、おおむね上昇が1,500円となっております。

30アール以上の方につきましては、県と町を合わせますと1,500円の助成、20アール以上30アール未満の方につきましては、町単独で1,000円の助成ということになります。

続いて、2つ目、田で水稲以外の作物を作付した場合でございますが、県で推奨する20品目の肥料の平均が3万2,510円となっております。価格上昇が16%でございまして、おおむね価格上昇が5,000円となっておりまして、その3分の1の支援ということで1,500円となっております。

こちらにつきましては、30アール以上の方につきましては、県の支援として1,500円、20アール以上30アール未満につきましては、町で1,500円の支援ということとなります。

続いて、3番目、畑での場合でございますが、統計によります令和2年のソバの肥料費の平均は、10アール当たり3,288円となっておりまして、上昇率16%で計算しますと、526円上昇しております。つきまして、500円を町のほうで支援を実施いたします。

4番目、畑で重点振興作物を栽培した場合でございますが、考え方としては、上記の②番と同じ考えでございまして、10アール当たり1,500円の助成を考えているところでございます。

資料の表に戻っていただきまして、予算計上でございますが、今ほど説明をした各項目ごとの対象面積、見込みでございますが、ご覧のとおりとなっております。こちら、助成単価で計算しますと、合計1,069万1,000円。そこに、農業再生協議会に対して事務等経費の助成16

万1,000円を加えまして、予算計上は1,085万2,000円を計上しているところでございます。

事業の流れとしましては、町から南会津町農業再生協議会に補助金として交付し、南会津農業再生協議会が農業者に対しての交付を行うということを想定してございます。

続きまして、資料1の⑩をご覧ください。

飼料高騰緊急対策事業について説明をいたします。

新型コロナウイルスの影響による畜産物の消費低迷に加え、世界情勢の変化や円安による配合飼料や輸入粗飼料の価格が高騰し、畜産経営を大きく圧迫しているため、畜産農家に対し、飼料購入経費の一部を支援するものでございます。

対象者は、販売目的で家畜を飼養する畜産農家としてございます。

小規模で、鶏などを飼って、卵などを販売している農家も数軒ございますが、こちらについては対象外とさせていただいております。

支援の内容でございますが、令和4年4月から令和5年3月までに購入した配合飼料や輸入粗飼料の数量とし、交付単価として、1トン当たり7,000円を助成いたします。

考え方としましては、令和3年4月の乳用牛若齢育成用配合飼料価格が8万7,860円、1トン当たりでございますが、8万7,860円、令和4年4月の価格で10万1,200円、高騰額としましては1万3,340円となっております。この高騰額のおおむね2分の1といたしまして、1トン当たり7,000円の支援をすることでございます。

予算計上でございますが、事前の聞き取り調査等で飼料の購入見込み数量は250トンと算定をしております、計上額としましては175万円となっております。

なお、町内の畜産農家数は2軒でございまして、牛で86頭、羊15頭というようなことで把握してございます。

事業の流れとしましては、町から直接、畜産農家の方から交付申請をいただいて、交付をすると考えてございまして、予算成立していただいた際には、速やかな執行をしたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、農林課の説明を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 それでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業についての説明の一切が終わりました。

以上で、昼食休憩に入りたいと思います。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 これより、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

まず、説明事項①デジタル絵本導入事業について、質問、ご意見等ございませんか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 10番、湯田哲です。

2つほど聞かさせていただきます。

こういうものって、iPadだから、普通だと、この内容を見る限りは、クラウドでどこかにつながっているというよりは、金額も1台当たり10万円程度なので中で完結しているように思うんですけども、その辺、例えばこれ60、総額この程度ですけども、よく言われる、この後管理費で毎年云万円、そのソフトの保全のためにかかりますとかという、そういう経費に対するの予想ですかね、その2点をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

おただしのとおり、まず、iPadのタブレット代とそこに入れます、先ほど説明ありました734冊分のデータを入れて、あとは必要に応じて更新は考えているんですが、現在のところは、購入代とそのソフト代のみで今のところは考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 この事業についてはすごく賛成です。これは、コロナ禍の中で一応こういう形で自宅にいる子たちですけど、最終的には、置く場所とか何かは、多分図書館なのかその辺はあれですけど、将来にわたって言えば、普通だと、子供たち、ほかの人たちにとっても、このソフトにしても、あるいはこれを使って、大きなスクリーンで読み聞かせじゃないけど、お母さんたちがその中で話したりするような、いろんな応用が利くと思うんです。

もう一つ聞きたかったのは、これは、今コロナ禍だけけれども、この後の処置でね、捉え方、実は公民館の棚に置いて、普通の今までのビデオソフトとかいろいろありましたよね、図書館にあるような、ああいうライブラリー的な扱いをするのか、その辺もちょっとお聞かせください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

まずはコロナ対策として使わせていただいて、アフターコロナの活用についてなんですが、今たくさん健診をやっておりますので、そういった健診の際の待合の場の子供たちの退屈しのぎに使っていききたいと。さらには窓口にたくさん親子が来庁されますので、そういったお子さんの待合の場に使っていききたいというふうなことを今考えております。

やはり先ほど説明させていただいたとおり、今後、さらに発達支援だったりとか、学習支援、そういった形で音声で流れるデジタル絵本となっておりますので、そういった形でコロナ後も幅広く活用していく計画でおります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

1 番、五十嵐芳道君。

○1 番 五十嵐芳道議員 各家庭にWi-Fiの施設って結構今整備されているっていうか、学校教育のほうでもタブレットを配って、Wi-Fiは各家庭にあるという前提なんですが、データを更新していくということなんですけども、実際には、ユーチューブとかでやっているものを見たほうがいいのかなんて考えている、その辺の考えはなかったでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

当然この企画の中でそういった検討もさせていただきましたが、ネットにつながるのではなくて、そのタブレットの中にあくまで734冊分の本を事前にデータを入れていると。これをネットに接続するようなことをそこに設けますと、やはりデータ利用の関係でWi-Fiがない家庭とか、そういったネット環境も次の整備として出てきてしまいますので、まずは、データを、734冊分の入っているタブレットを家庭に貸出しするということからスタートしていききたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 1 番、五十嵐芳道君。

○1 番 五十嵐芳道議員 家庭に貸し出すということだったんですが、台数として、各支所1台ずつ、それから本庁に4台ということで合計7台で、1台貸すと支所ではなくなってしまうということで、各家庭というほどにはいかないのかな、これ当初だと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

当然、この7台で足りるのかというところも非常に迷ったところがございます。第7波が始

まりまして、第7波になって、約450人のうち1割が未就学児の感染だったわけなんですけど、今後その感染状況がどのように変わっていくか、さらには、自宅療養者に対して、7台で本当に足りるのかというような検討もしたところなんですけど、まずは初期導入として、費用的なものもありますから、まずは7台で、自宅療養者に対して優先的に貸出しをしていくと。

これがさらに感染が拡大しないのが一番なんですけど、感染が拡大して、自宅療養者がどんどん増えていくといった場合は、さらに機器の増加ですとか、そういったことも考えていきたいというふうには考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 これ、デジタルで読み聞かせなんですけども、南会津町の中には図書館があって、あと各支所にも図書室という、名前はあれですけども、あると思うんですけども、その蔵書を貸し出すというか、行けない人には、この後配達のやつとかあるんですけども、そういうサービスとの併用というか、そういうことは何か考えはなかったんでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

議員おただしのとおり、これはちょうど出てきますが、安心パッケージ事業の一つの自宅療養者に対する貸出しということでも考えております。その際に、やっぱりかさばるよりは、その中に700冊ぐらいのデータがあって、自由に見れる環境をまずは整えようと。退屈しのぎに、自宅で待機している児童に700冊分のデータを貸し出して、自宅療養のときにそういった本に触れ合う、文字に触れ合う、そういう機会をつくっていくための一歩として、このような事業を企画したところでございます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 まず、このデジタル絵本タブレットの貸出しという、このまず発想が起きた、健康福祉課さんでこういうあれを出したという、例えば自宅療養している人とか、そういう人が何かそういうことがあったらいいよねとか、例えばそういうニーズに合わせて、こういう事業をされたのか、そういうのを全然なくて、課内で話し合っただけで、こういうのをやったらどうだということをやったのか、そこだけお聞かせください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 我々は、感染、今その方法が変わって県一括になってしまったんですけど、感染が拡大している中で、我々は、食材の配達であるとか、パルスオキシメーターの自

宅療養者に対する配達業務をやっておりました。その業務の中で、さらには保健師であるとかそれぞれの職員が健診とか、お母さん方と触れ合う中からのニーズとして、こういうものがあったらいいなということで、今回事業として企画させていただいたものです。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 基本的に考えますと、自宅療養されている方は病人ですよ、コロナウイルスにかかって。無症状で陽性の方もいるかもしれません、無症状で熱も何も出ないで、陽性になったから自宅療養してくださいということもあるし、濃厚接触者もあるかもしれない。だけど、基本病人ですよ、されている方は。結局、熱とかそういうのもあるわ、病人としての扱いになると思うんですけども。

結局何が言いたいかという、まず、自宅療養しているということは、うちで静養してくださいという意味じゃないのかなと思ったんですけども。そこで、絵本とかそういう、これをいけないとは言いませんよ。ただもっと別な方法があるんじゃないかなと私は思ったんですけども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

議員おっしゃるとおり、病気を患っていることには間違いはないんですが、これまでの聞き取りと、あと感染状況見ますと、子供の場合ですと、1日から2日で熱が下がっている、軽症と言われるのは、オミクロン株が軽症と言われるのはそういうことなのかなというふうにも認識しているところなんです。元気な期間、10日間、7日間という自宅待機期間がありますが、発症して寝込んでいるよりはその後の回復期のほうが長いということで、その間に少しでも学習していただく、絵本に触れていただく、そういった機会のためのパッケージとして、自宅療養者にお届けしたいというふうに考えているものでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうすると、例えば今日も十何人出ていますよね。それが4台、7台、そうしたときに、じゃ、ちょっと今、これ貸出ししていますから待ってくださいというふうになるじゃないですか。そうすると、これから多分決めると思うんですけど、せっかくやったけど、何か待ってくださいって言われたというふうになっちゃって、例えばそれが期間が3日だったら3日後にお届けしますとか、そういうふうになっちゃうんじゃないかなと、1番議員の質問と重なるんですけども、そこら辺はちゃんと考えていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 先ほどのお答えした内容と重複する部分もあるかもしれませんが、7台で本当に、例えば1日で急激に感染が拡大した中では対応できないこともあるかもしれませんが、平均すると、今までの経緯を見ますと、そうはないケースということで、今回7台という台数を決めさせていただいたので、今後の感染状況でありますとか、利用者のニーズを見ながら、まずは7台でスタートさせていただいて、その状況に応じて増やす、そういったことも検討の一つなのかなとは思っているところでございます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも答弁させてください。

担当課のほうからこの提案上がってきました。どうしてこの提案上げたのというふうに質問したんですが、課の中でみんなで提案をして、何やったら今求められているかということ提案して、出してきたということだったものですから、最初から100点満点の事業というのはなかなか難しいと思うんですね。それで、デジタル絵本を導入をして、療養されている方に使っていただく。仮に今後コロナが収まった場合にどういうふうに活用するのかという問いかけもしたんですが、そのときには、保健師さんが家庭訪問のときにお母さんと話す、そのときに子供さんに見ていただくというような活用もできますよというような話だったものですから、取りあえず今7台でスタートして、今後の動向を見て、それは、台数については検討の余地があると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにありません。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、説明事項①デジタル絵本導入事業についてを終わります。

次に、説明事項②私立保育所等原油価格高騰対策支援事業について、質問、ご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで、説明事項②私立保育所等原油価格高騰対策支援事業を終わります。

次に、説明事項③応援パーケッジ配達事業について、質問、ご意見等ございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、コロナウイルスに感染しますと、10日分の日用品やらが、食料品も含めてなんですけど、多分配達される仕組みになっているというふうに私はお聞きしました、お医者さんからですが、それは県がやっているようなことを聞きました。

そうすると、この事業とちょっとダブるんじゃないかなというふうに感じた次第なんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

議員おただしのおり、県の事業で、自宅療養者に対しては、一定の食材支援、さらにはそこにトイレトペーパーとか多少の消耗品が入ったパッケージが届けられております。ですが、これも我々現場で自宅療養者に対して、そういった食材の配達をする中で中身も確認させていただいたところ、どうしても保存食であるとか、あとはゼリーとか、ある程度日持ちをして、手軽に食べれるものが大半でした。

そういった中でやはり自宅療養者の中から、職員も自宅療養を経験しているんですけども、やっぱりそれだけではなかなか飽きてしまうと、あと子供たちも同じものばかり食っていると、あまり食べなくなってしまうとか、さらには、人の目を気にして、なかなか食材を買いに行けないという声も非常に多く寄せられまして、それであれば、そういった自宅療養者に求められているような食材を町内の業者と連携しながら、家庭への安心を届ける意味で、こういったパッケージを新たに町独自でスタートしていきたいという考えでこの企画をしたものでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうすると、この事業費の中で一番下に委託料って書いてあるんですけども、6,500円ね、この中には、食品の、とかこういう日用品の結局価格も含まれているということなんですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

資料1の3でご説明いたしますが、まず、現在設定している単価を申し上げますが、Aセットの生活日用品につきましては、2,500円程度の内容を計画しているところでございます。Bセット、Cセット共に3,000円程度の食材を計画してございます。残り1,000円につきましては、手数料、送料を入れて、1回お届けするのに6,500円、6,500円という予算を見積もっているところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうすると、この事業は、1人につき1回ということなんですかね。

例えば10日間だったら10日間ありますよね。その中で、例えば日用品とかそういうの足りなくなっちゃったと、そうしたときにまたお願いするとかそういうことというのは、やっぱりできないのか、それとも可能なのかということをお聞きします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

事業イメージの中にも記載しておりますとおり、原則1回を予定しております。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、すみません。

これは、逆に県のほうがそのままやられるの、ダブってもそれは対応しましょうというような内容で理解してよろしいですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

最近の新聞報道によりますと、国内のうちで自治体が、その自宅療養者に対する食材の配達を取りやめるとい自治体が相次いでおります。福島県におきましては、当面様子を見るという、確認したところ、そのような回答をいただいているところでございます。

本町におきましては、たとえ福島県が自宅療養者に対する食材の供給をやめようとも、こういった町独自の家庭の安心を確保するという面でこの事業は実施していきたいというふうに思っているところでございます。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで、説明事項③応援パッケージ配達事業を終わります。

次に、説明事項④抗原検査キット配布事業について、質問、ご意見等ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで説明事項④抗原検査キット配布事業を終わります。

次に、説明事項⑤こだまエールプロジェクト事業について、質問、ご意見等ございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私、地区の区長もやっけていまして、高齢者の方のところよく行くんで

すよ。そうすると、大半がスマホか携帯持っていて、LINEがつながっているんですね。LINEでテレビ電話というか、やっている方が多いんですよ、全てじゃないですよ。

あともう一つ、65歳以上でずっと独身でいられる身寄りのない方もいます。あと、65歳以上で、独り暮らしじゃなくて、2人暮らしの方も、家族と疎遠になっている方もいろいろいらっしゃいます。

その中で聞きたいのが、まず、今の時代、この往復はがきということが、アナログですよ、それはそれですばらしいことだと思います、やはり手紙とかはがき書くことはいいことだから。だけど、これが実際に現場に落ちたときに、どれだけ活用できるかということが私問題になってくると思うんですけども、そこら辺はみんなで議論されたのかなとも、お聞きします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

まず、こちらの事業につきましては、介護保険係のほうに認定調査員がおりまして、そういった認定調査員が毎日いろいろなお宅に訪問する際に、以前はこういったはがきを町に出したりとかってする事業があったそうなんです。そういった、今の時代だから、そうやってはがきを書いて、返事を出す、やる、そういうのが今の時代だからいいなあなんていうところからの事業の企画でございました。

それで、まず第1弾として、これを大事にしているのが、町内、先ほど安否確認という表現をさせていただきましたが、まずは町内の高齢者の皆さんの状況と元気確認をさせていただきたいと。それで、まずははがきを頂いて、さらにその次のステップの往復はがきに移行していくわけなんです、この往復はがき、この時代はがきを送ること、さらにはそこにですね、これも訪問した高齢者の皆さんから、何人かから言われた声をこの事業に取り入れたんですが、やはり郵便屋さんが来るだけでも楽しいという高齢者が非常におりまして、3回の往復はがきがどれだけ使われるかは、まだ今後の成果はこれからだと思っているんですが、仮に3回往復はがきをする中で、その独り暮らしの高齢者の方々に町でもいろんな支援をしているんですが、郵便屋さんが常に行くというところで人のつながりが生まれる。さらには安否確認も元気確認もできるというところをつなぎ合わせまして、このような事業を企画したところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 実は伊南地区では、こういう方々に絵手紙を出しているんですよ、婦人会の方々が。だから、こういう取組はすごくいいと思うんです。ただ、実際に、じゃ、高齢者の方がはがきを書くかどうかというのが私はちょっと疑問に思ってしまうんですよ。そん

なことするんだったら、別にこれで話せんのにというふうになっちゃうから、やはりこの趣旨をよく理解して、各支所の方々にも理解してやってもらうことが大事だと思うんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、この往復はがきに持っていく趣旨をしっかりと伝え切れるかどうかがこの事業の成否を握っているというのは、我々企画の段階からもそこ議論を重ねたところがございます。ですので、第1弾のお知らせの際に、元気調査、今の現況調査をするまず第1弾のお知らせの際に、そこをしっかりと、往復はがきをすることのメリットであるとか、その楽しみをしっかりと伝えられるような工夫はしなければいけないなということは、職員間で話し合っているところでございます。

ですので、繰り返しになりますが、最初にお送りする第1弾のところ、事業の趣旨、さらにはイメージをしっかりと高齢者の皆さんに伝えられるような工夫はしてきたいなというふうに思っているところでございます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで、説明事項⑤こだまエールプロジェクト事業についてを終わります。

次に、説明事項⑥在宅介護サービス事業所原油価格高騰対策支援事業について、質問、ご意見等ございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、これ2番もちょっと、申し訳ない、先ほどの質問出なかったもんで、ちょっとダブった質問になるんですが。

○室井嘉吉議長 何だ2番っては。

○6番 渡部訓正議員 ②です、②の対策事業の関係とちょっとこれも関連してくるもんですからということで、一応。質問一応すれば分かるんですが、よろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 はい。

○6番 渡部訓正議員 1つは、3か月を対象とした理由は何なのかなというか、そのところをちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

こちらの事業につきましては、キロ当たり5円の単価を使いまして、積算しているところがございます。

まず、当面冬前までですね、それ以降になると、また価格等が変動するかと思いますので、まずは現在の、直近の対策といたしまして、冬前までの3か月間というような考えでこの事業を計画したところがございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応今答弁あったような形で、そうすると、1月以降はその時点で検討するというような認識でよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

おただしのとおり、現在のところは冬前までの3か月ということで、その後につきましては、また今後の経営状況でありますとか、利用状況を見ながら判断していきたいというふうに思っています。

〔「了解」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 大変このコロナに対する使い道いろいろありまして、私も今までであった中でとても覚え切れるほどのものではなかったと思うんですが、ひとつこれ、執行部に提案をこの場でしてみたいと思うんですが、議長よろしいですか。

○室井嘉吉議長 これ、あれですか、原油価格。

○11番 高野精一議員 いやいや、総体的に。

○室井嘉吉議長 総体的。

○11番 高野精一議員 これ、健康福祉課……

○室井嘉吉議長 それは、あれだな、最後の11番のところやってくんつえ。

○11番 高野精一議員 そうですか。

○室井嘉吉議長 最後の締めのところ。

○11番 高野精一議員 ああそうですか。

○室井嘉吉議長 はい。

○11番 高野精一議員 はい。

○室井嘉吉議長 そんなとき、間違いなく手挙げてください。

○11番 高野精一議員 はい。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、⑥在宅介護サービス事業所原油価格高騰対策支援事業を終わります。

次に、説明事項⑦原油価格等高騰対策事業について、質問、ご意見等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで、説明事項⑦原油価格等高騰対策事業を終わります。

次に、説明事項⑧地酒販路開拓支援事業について、質問、ご意見等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで説明事項⑧地酒販路開拓支援事業についてを終わります。

次に、説明事項⑨冬期経済対策電子決済推進事業について、質問、ご意見等ございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この電子決済を町の商店でやるということは、キャッシュレス、いいことだと思うんですよ。ですが、その前に、この役場の、例えば料金の支払いとかそういうの、それを電子決済に私はしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、今どうなんですか、役場の中でそういう電子決済というのは進んでいるんですかね。

〔「議長、話題と違うぞ」と言う者あり〕

○2番 馬場 浩議員 電子決済の推進事業ということで商店街を推進するわけですから、まず率先して、町もそれを做ったらどうかということ、関連していますよ、これ。話題と違うことじゃないです。

○室井嘉吉議長 それもさっき言った最後のところで言ってくんつえ、それは。

○2番 馬場 浩議員 じゃ、分かりました。

○室井嘉吉議長 どうですか。

1番、あります。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 町内の事業所、小売店なりで電子決済を今はまだやっていないとこ

ろに推進していくということなんですが、どのぐらいの事業所を見ているのかということなんですけども、事業所の数です。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

P a y P a y のほうで7月時点の数字なんですけど、事業所数ではなくて、レジとかの台数という形になるかと思うんですけども、257か所に既にP a y P a y のお支払いのできるレジ等が導入されているというふうに伺っております。

具体的に何台まで増やすとか、そういう目標については持っておりませんが、1店舗でも多くの方に導入していただきたいということで、委託業者さんのほうに契約締結したならば、事業所さんを各地域等に集まっていたいただいて、説明会を実施して、導入を進めていくような、そういう考えでございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 経費のほうでプラットフォーム手数料と運営費と販促費ってあるんですけども、この費用というのは固定費で、例えば参加事業者が増えたり減ったりで変わるものではないでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課課長補佐。

○佐藤隆士商工観光課長補佐兼商工振興係長 答えいたします。

この事業費につきましては、参加店舗数により変わるということはありません。

ただ、当然キャンペーン還元費用につきましては、使われた金額に応じてということと、あとプラットフォーム手数料、これにつきましても、還元費用の3%ということで決まっておりますので、その辺は若干の変動がございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 この具体的な、ちょっと私もP a y P a y やっていないもので、イメージが湧かないんですけど、どのような手順で一応進めるような形になるのか、これだけ見てもちょっと分からないんですよ。

そして、逆にどの程度の顧客というか、利用者を想定されているのかということのも多分あるんじゃないかなと思うんですけど、ちょっとお願いします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

通常買物をされるときと同じように、商品を選んでレジに進んでいただきまして、レジを通しますと、幾ら幾らですという形になると思うんですが、そのときに支払いはP a y P a yでお願いしますというふうに言いまして、そうすると、店舗によっても違うんですが、QRコードを読み取って、レジのところに置いてあるQRコードをスマホで読み取って、そのレジに幾ら幾らですと言われた金額を自分のスマホの端末で打ち込んで、店員の人に間違いのない金額かどうかを確認していただいて、支払うって押しますと、P a y P a yとかっていって音声の流れまして、支払い完了というふうな形になる場合と、あとバーコードですか、バーコードをレジについている読み取り機器でスマホの画面にぴって当てて、レシート等が出てくる場合とか、それはレジの種類によっても違うんですけれども、そういった形で支払いを済ませた場合に、その支払ったときには後日、何ていうんですかね、事前にチャージと言いまして、クレジットカードだったり、自分の取り扱っている銀行等から事前に1万円とか5,000円とかって、何ていうんですかね、P a y P a yのところにお金を入れておきますと、そこから使った分だけ差し引かれるという形になっています。

20%還元ですから、例えば1回当たり5,000円の支払いであれば、20%で1,000円分が後日、決裁した30日後になりますけれども、その1,000円分がポイントとして、P a y P a yの残高に加算されるというような中身になります。

よろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 分かりました。分かりましたというか、それは、実際に今度これが可決された後、具体的な手続関係、その登録の仕方とか、そういうものはそれぞれ一応何かこの説明会等実施し、キャンペーン参加でサポートしますよというような形で書いてあるんですが、これは、申し込まれる人も当然その手続はやらないと駄目でしょう。店屋さんだけやれば、あとは、あんたらはそこに行けば、これでできるんですよなんていうことではないんでしょう、事前に登録が必要だということなんですか、それはどうなんですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

販売をされる店舗の方に対しても説明会を実施して、周知していきますし、利用したいという方を対象にした説明会、そういったのも予定しております。

なお、スマートフォンのアプリで、そのP a y P a yのアプリをインストールしていただい

の方がアプリを起動して、使えるようになるということなので、そのアプリのインストールの仕方とか設定の仕方については、その説明会のときに教えていただいたりというようなことで予定しております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 この事業は、消費喚起等々を進めるためにすごくいいことだなというふうに思いますが、今聞いていた中で、登録店舗となるためには、初期のP a y P a yさんとの契約とか、機器を導入しなくてはいけないと思うんですけど、そこに対して、商店の負担というのはこの費用の中には入っているのでしょうか。商店は、負担なく、この事業に参加できるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長補佐。

○佐藤隆士商工観光課長補佐兼商工振興係長 お答えいたします。

商店側につきましては、既にそういった決済機能のものが入っていれば、特にかかりませんし、QRという紙ベースのものをお店に置いておけば、決済可能ですので、そういったところでお店側の費用の負担というのはございません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 とすると、スマホとかで決済する場合に、先ほどP a y P a yの画面を出して、インストールしたP a y P a yの画面を出して、それを読み取ってもらうというような説明だったと思うんですけど、その読み取る機器とかは、商店の負担ではなくて、P a y P a yのほうで用意されるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長補佐。

○佐藤隆士商工観光課長補佐兼商工振興係長 お答えいたします。

決済方法が2通りございまして、お店側で読み取るパターンと、あとはQRコード、紙ベースのものをお店に置いておいて、利用した方がそのQRコードを自分のスマホで読み込んで、お金を決済して、お店の方に確認いただくという2通りの決済方法がございますので、そのような形でなっております。

○室井嘉吉議長 ほかにないですね。まだあります。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 様々な決済、電子決済あるんですが、まず、じゃ、1つ、まず、なぜP a y P a yだけというか、P a y P a yをまず選んだのかということなんですが。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 民間事業者のアンケート調査等において、国内で一番知名度があつて、利用率が高い会社であるということと、あと、ほかに何社か検討する中であつたんですが、今回事業を執行するに当たっての費用負担が一番安いというようなことが今回P a y P a yにした理由になっております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 予算が1,814万円ですね。このうちの財源なんですけども、国・県支出金と一遍に予算書ではなっているんですけども、この割合はどんな感じなんですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 財源の話ですので私のほうからお答えいたします。

今回の事業費1,814万8,000円に対しまして、コロナ対策の臨時交付金1,260万円を充当しております。その差額550万程度については、一般財源の持ち出しという形で事業を展開してまいります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんね。ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで説明事項⑨冬期経済対策電子決済推進事業を終わります。

次に、説明事項10、肥料高騰緊急対策事業について、質問、ご意見等ございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 何点かお聞きします。

まず、この支援の対象ですね、これが畑で重点振興作物に限られています。ところが、今町内の農家さん見ますと、例えば農協のヤオコー、直売所、そこに出している人もいますよ、いろんな野菜、その面積はかなりの作っている人もいます。そうすると、これに当てはまらなくなっちゃうんですね。そういう方の支援というのはどうなんでしょうかね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

今回、畑の中の支援ということで、ソバと重点振興作物、この2つのみを支援の対象としているところでございます。ソバにつきましては、ここに記載のとおり500円と、重点振興作物については1,500円というところでございますが、それ以外の作物等につきましても、この制度をつくる中で我々のほうで一応検討はさせていただきました。

ただ、今回、実際の話と言いますと、ヤオコー等に販売をしているところが我々の方では現

在つかまえてはいないというところもございまして、販売状況が把握できていないというよう
なところもございまして。その他、大きな値上がりは、当然肥料の値上がり等はございまして、
実際どのぐらいかかっているのかというのは分からないところもございまして、今回は、ソバ
と重点振興作物、重点振興作物については、町の重点振興作物なので、こちらのほうを支援し
ていきたいというふうに考えたところでございまして。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 申し訳ありませんが、確定申告のときに農家さんは作物のやつをちゃ
んと申告して、売上げも出しているわけですよ。私は、いつもそうしていますよ。重点作物で
ないものも、ちゃんとそれは把握できるはずなんですね。まして農協のヤオコーの出荷は全部
書いてあります、出てきますよ、データが。

私が言いたいのは、同じ農家さんで肥料高騰で困っている人たちが重点作物ということに特
定されるというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと。ちゃんと広く農家さんを支援すべ
きじゃないかというふうに認識しているんですけども、ただ、それが把握できないということ
だったら仕方がないと思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

確かに細かな所得、税務課のほうでやっております申告等を全て調べれば、そういった把握
はできるかなと思いますが、今回我々のほうで今現在把握しているのは、JAを中心とした販
売関係のほうでございまして、そこら辺につきましては、現在、特に今回対象が20アール
以上というところもございまして、小規模については、現在把握ができていないというよう
な状況でございまして。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 把握ができなということだったら、仕方がないですね。

では、あと聞きたいのが、この助成額の考え方ですね。農林水産統計で16%の、これが値
上がりがあったというこの16%なんですけども、これ、全国の農林統計で出した数字なんで
しょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

こちらの農林水産統計につきましては、国で出している農林水産統計でございまして。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 水稻とかトマトとか重点作物というのは、県とかJAの普及農業指導員がいて、ちゃんと施肥量を反当たりこれだけ入れなさいってやっているわけですよ。その中でどれだけ値上がりしたかというふうにしないと、全国の統計では、これが南会津に当てはまるか当てはまらないかは、私はちょっと疑問に思うんです。

私の聞いた話だと、肥料がもう1.5倍ぐらい上がっていると、春先で。ところが、全農さんで基金を崩して、何とか抑えていんだというお話も聞きました。実際にこの16%というこの数字、どうなんですかね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回のこの16%の上昇率の考え方でございますが、こちらにつきましては、肥料価格でございますが、複合肥料ということで、窒素、リン、カリ、それぞれ15%が既に一緒になって混入している1袋当たり20キロ程度のもので県のほうで積算をしているようなところでございます。

そちらにつきましては、2021年1月でございますので、そちらの1月から今年の2022年1月までの肥料の価格が2,314円から2,682円に、これで結局上がった利率が16%ということで積算をしているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ようやく理解できました、この16%の意味が。

そうすると、実際にこの支援、反当たり、両方合わすと、水稻だと1,500円ですよ、でやった場合に、農家の、結局値上がりして、差がどれだけ補填できると考えていますか。例えば値上がった分のいろんな、今までの話だと、3分の1とか、10分の1を補填するものですよというような支援の仕方がちょっと出ていましたよね。そうすると、この反当たり1,500円で大体値上がった分の何%の支援になるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

資料の裏面、1の10の裏面をご覧いただきたいと思いますが、今回、令和4年度春肥の高騰支援ということで、県のこの積算によりますと、①番をご覧いただきたいんですが、助成額の考え方ということで、そちらで、まず、令和2年度の水稲の肥料費ということで1万397円、これ10アール当たりでございます。それに先ほど申し上げました2021年1月から2022年1月までの複合肥料、こちらの16%の上昇率を掛けまして、それでいきますと、全体で1,633

円の値上がりというふうになってございます。それをおおよそ国・県のほうでは1,500円というふう到现在積算をしてございます。その1,500円を県のほうは3分の1の支援ということで500円。町は、この残りの1,000円分につきまして、いわゆる3分の2の部分ということで、全額の支援を受けられると、春肥については全額の支援を受けられるというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 どうも現場の声とちょっと合わないのが、例えばたかだか1割、2割までいかない値上がりに対して、肥料の値上がりが2割までいかない値段だ、16%上昇と、ですよね。こういう考え方でいいですよ。2割までいかない値段だ。そうすると、それって高騰なのということなんです。言っている意味分かりますか。

それが倍以上の値段になったり、価格が、1,300円が一気に1,800円になった、それだったら分かりますよ。たかだか2割いかない値段で肥料の高騰という意味が私は理解できないんですけれども、いかがですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

確かに今回積算に用いています複合肥料の中では16%の値上がりということで、これは標準的な考え方でございます。ただ、肥料それぞれ、個別の単価を見ますと、90%上がっているものもありますし、7割上がっているものもございます。4割上がっているものもございます。中には、25%ぐらいの値上がりしているものもございます。そういったもので、農家において、そこら辺の肥料の使用量については、農家それぞれで違ってきます。そこら辺をなかなか我々のほうで積算するのは困難でございまして、今回県の平均で出しております16%の肥料で、今回は高騰ということで使用させていただくというものでございます。

〔「いいですか」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そしたら、簡単に。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 いや、今の課長の説明だったら納得できませんよ。はい、分かりました。

出さないよりは出したほうがいいのかという考え方もあるかもしれませんが、これが本当に農家にとって有効的に、焼け石に水みたいな感じじゃなく、本当にやってよかったというふうにしていただけるようにしてもらいたいです。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、⑩肥料高騰緊急対策事業を終わります。

次に、説明事項⑪飼料高騰緊急対策事業について、質問、ご意見等ございませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 支援内容の一番下のところで、高騰分の2分の1を支援ってなっているんですが、実際には、イコールではない、7,000円ということで、トン当たり6,670円ですが、7,000円ということですが、ここの根拠というか、そこをした根拠を教えてください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

飼料につきましては、この資料に書いておりますように、令和3年4月の乳用牛若齢育成配合飼料価格ということで、こちらと令和4年の価格の差が1万3,340円でございます。こちらの2分の1ということで6,670円なんでございますが、実際こちらを作成している最中でございますが、既に8月、9月において値上がりが生じていると、ということもございまして、今回切上げをさせていただきまして、7,000円という単価にさせていただいたところでございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 今、スライド的に値上がりすると、時間がたつごとに値上がりするというので、7,000円というのは確定ではなくて、上がること、既にどんどん上がっていくということではなくて、7,000円は確定なんです。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今現在、町としては7,000円と、トン当たり7,000円ということで確定をしているところでございます。

このほかに、また9月6日の新聞でございますが、まだ具体的な我々のほうにも情報はございませんが、県の方で飼料に関しまして、トン当たり5,000円の支援をするというような情報もありますので、そちらの情報と併せながら、今後検討していきたいなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、説明事項⑪飼料高騰緊急対策事業を終わります。
11番、高野精一君。

いやいや、申し訳ございませんでした。

○11番 高野精一議員 この全体的な要望で、執行部に要望をしたいと私考えておるんですが、その発言をしてもよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 はい、許可します。

○11番 高野精一議員 それでは、今コロナ社会の中において、このコロナが5類に下げるといふような話もございまして、そうすると、私たち一般町民は、1類が何で5類が何で、これが分からないですよ。昔は、1類、これは法定伝染病、2類は指定伝染病と、こういう類分けがしてきまして、そうすると、3は何だと、4は何だと、5は何だということになってくると、その病名というか、そういう分類が今の社会の中で分かっている人は少ないと思います。

このコロナ資金の中において、できれば永久保存版で1つの冊子を作って、家庭に配布していただきたいと要望したいと思いますが、執行部はどのように捉えていますか、お願いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 指定分類というか、その辺が住民の方分かっていないということと併せて、町でやっているものも網羅的にして、周知したらどうかというような点だと思います。

まず、指定関係の取扱いについては、結構動いていますので、町のほうでもしっかりそれは見定めて、住民の方に情報発信する必要があると思います。ですから、コロナ関係の記事、広報あたりに載せる記事の中で、そこはしっかりタイミングを見ながら、お知らせする方法を取りたいと思います。

それから、あと、もろもろの制度については、これまでも多様な取組をしております。刻々と変わっている内容もありますので、今、高野議員から提案いただいたことについては、一つの考え方ということで受け止めますが、すぐにまとめて冊子として発行しますということではなくて、検討の時間をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、(1)新型コロナウイルス……

〔発言する者あり〕

○室井嘉吉議長 いやいや、2番議員の分はもう発言時間過ぎちゃったから、それは了承してください。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 以上で、(1)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につ

いてを終わります。

説明者の入替えを行いますので、暫時休憩します。

再開は14時5分といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時05分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、(2) 下水道事業受益者負担金の不適切な事務処理に伴い町長給与を減額する条例改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

総務課長。

○小寺俊和総務課長 総務課長の小寺俊和であります。

議題(2) 下水道事業受益者負担金の不適切な事務処理に伴い町長給与を減額する条例改正についてご説明をいたします。

本件につきましては、今定例会に提案いたしました議案第50号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例によりまして、令和4年10月の町長の給与月額を100分の20、つまり20%減額するものであります。

下水道事業受益者負担金の不適切な事務処理につきましては、去る6月17日の議会全員協議会において、環境水道課長よりご説明をさせていただいております。

その主な内容は、下水道受益者負担金の滞納者に対しては、督促状の送付だけでは時効が中断せず、差押え等の措置を取らない場合、5年で債権が消滅することになっておりましたが、担当職員にこの時効消滅に対する理解が不足していたため、平成11年度から平成25年度までの未納金868万2,700円、その債権を時効により消滅させてしまったというものであります。

今回の件では、当該期間中の管理監督者が全員退職しており、その責任を取ることができないため、現町長が町民へのおわびと再発防止のため、自らの給与を減額するものであります。

なお、本件のような場合において、減額する率や期間の基準の定めはないことから、他の自治体の例を参考に1か月20%の減額としたものであります。

今後、再発防止に向けましては、担当課はもちろん、滞納整理委員会等を通し、時効消滅に

対する法的な理解を深め、組織全体でその情報共有を図りながら、適正な事務執行に努めてまいります。

説明は以上であります。

○室井嘉吉議長 ただいまの説明内容について、質問、ご意見等ございませんか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 6月の案件で、その内容は熟知しているんですけども、5年の時効と言いますが、これ、加入というか、連結というか、始まりの分の負担の分の860万何がしだと思んですけど、法律上はそうではあります、例えばこれって、例え話をちょっとさせていただければ、この施設、あるいはこの組合、ある利益を一応その人間がいただくときに、そこに入るような形、つまり会員制的なもの、ゴルフ会員だったら2,000万、これ金額が何件だったかちょっと忘れちゃったけども、少ないから、我々公平性の中では仕方がないかと思うけれども、ある大きな団体の組織である施設を使うときには2,000万だと、それが入るための、その利益を被るための加入の話なんですよね。

私が気になるのは、それを支払って、その利益を被る権利を得る形なので、本来ならば、その条例、僕は知りませんが、今回の下水道の中でその連結のつながるためのお金を持って、この組合員の不正式な、ほかの組合員も既に動いているわけですから、そこでつながるつながらない部分の部分と、話がちょっとあちこち飛ぶかもしれませんが、月々の使用量の、この延滞の中での部分ではなくて、始まりの分、私はこの水、この施設を使って、利益を被りたいからお金を払うという部分。その部分というのは、その組織に入っている部分の、話戻せば、会員の部分の権利を有していないのではないかと。つまり、それをもって、この後20年、30年、その利益、組織の利益を被るわけですから。それを請求しなかったから時効になるという部分ではない。つまり、かつてに遡って言えば、20年前に彼は、不正をして、そこの会員になりすましたとしても、それは、遡ってでも、彼は会員ではないわけですよね。

だから、僕はこの考えはちょっととっぴでもないかもしれませんが、時効という法律を今回挙げていますが、公平性の中で言うと、その分で言えば、彼は過去に遡って、その個人は、ここの組合員になり得る権利を既になくというふうになると思いますね。そういう考えはどうなのでしょう。話ちょっと飛んでいますかね。

そこはすごく気になります、公平じゃないんだ。あれば払う必要があるだろう。

○室井嘉吉議長 水道課長、質問の趣旨分かります。

そうしたら、分かったら答えてください。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

公共下水道に関しましては、下水道の処理区域としてその区域になった時点、公共ますが設置された時点で既に受益者というふうになりますので、受益者負担とつなごうがつなぐまいが、公共ますができた時点で、その受益者として、受益者負担金の支払い義務が出ます。

一方で、農業集落排水事業については、つなごうと思ったときに加入金を払うと、こういう制度になっておりまして、取扱いが若干違う、若干というか、違うような形になっております。

ということですので、つないだときに発生するのではなくて、その区域に組み込まれた時点で受益者となるような制度になっております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 繰り返すようですが、今言った農業集落排水とその分の違いは理解していますよ。

私が何度も、もう一つ同じことを言わせてください。つまり、その分で言うと、その人というのは、受益者という言葉もう使っていますから、受益者の権利を果たしていないんですよ。ますがあるかない、そこでいって、そこにつないで、薄々月々払っていれば済むんですけど、彼はそこにつなぐ権利を持っていないんですよ、既にお金を払っていませんから。それは時効の話じゃない。それをやって、受益を被る部分、例えばそれは2億円の事業の中で500人の人との利用者がいて、それを時効問題で、ほかの480人が黙っているなんていうことで、それは時効なんかあり得ない、僕は思います。

だから、法律ではもう逆立ちしても駄目だというのは分かっているんだけど、どうしても個人の中で言うと、その公平性については不愉快な部分もあるし、もう一つだけ言わせてください。その人って、胸に手を当てたら、その負担を払ってなくて、20年後の今時効でしめしめと思うんじゃないと思いますよ。やはり今、豊かになったら払ったらとか、分割して払ったらという誘導なんかもしたって、私はほかの人と同じように今払えますよという人も中にはいらっしゃると思いますよ。時効だという部分に関する法律上は理解しますが、その分の住民感情も含めて、少し歩み寄りで、彼らじゃあ半分でも払ってくださいような誘導をしてあげたって、大体今回この下水道のもあるけども、本当に赤字の中でみんなやりくりしながらライフラインを守っているのに、そこでのめのめと今、20年後にその月々の分やっていること自体が僕は、良心に欠けるね、その人はって、こう思うわけだ。それだけです。答え要らないですよ。

○室井嘉吉議長 あれですか、水道課長、何かコメントしたいですか。

水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 正直私も議員のおっしゃられることを十分分かります。

そのつなごうと思ったときからだというふうに勘違いして、時効を迎えてしまったという自治体の事例もありますし、こればかりは、どうしても法律でそうなっているので、覆すことはできない、取ることができないというのがあるとはご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 いいですか。

ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 1つだけ確認させてください。

この当事者は、今現在その下水を使っているんですか、使っていないんですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えします。

件数はちょっと今、手元に資料ありませんが、使っている方もいるということになっております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ということは、組合内に、その会に入っているわけですよ、使っているということは。これ、抜けて、全然使っていなかったら時効ということもあんだけど、使ってたったら、ずっとお金を生じるべきじゃないかなと思うんですけども、法律でそうなってんだったら分かります、しょうがないです。

ただ、言いたいのは、使っている以上はお願いすべきじゃないですか。払ってください、そういうのはできないのかね。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えします。

時効消滅以降にこの負担金を徴収するというのは違法行為になってしまいますので、それこそ、また不適切な事務処理になってしまうということですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そういうことをいろいろ聞いていますと、これで町長がおわびとか、町民のおわびするという形で減額するって、私はどうも適切でないような気がするんですね、こんなこと言ったらちょっとあれですが。確かに農業集落排水と公共のあれで違うということが多分きたのかもしれませんが、だって、新しい町長が過去のことの責任でおわびして、

減額するって、ちょっと私は納得いかないというか、あれなんですけれども、どうでしょうかね。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

これまでも説明していますが、平成11年からでございます。旧田島町の室井町長、それから旧田島町の湯田町長、合併後も湯田町長、大宅町長ということで、本来であれば、当時担当をしていた職員、これについて、不法行為としての懲戒審査を施して、けじめをつけるというのが一般的なやり方でございます。

しかしながら、総務課長説明したように、年数がたってしまって、全て管理職だった方が退職されているというようなことから、懲戒審査に付すことはもうできないだろうという判断でございます。だからといって、これだけの金額を不納欠損処分する、行政側のやっぱり落ち度、これは間違いなくございますので、時の町長である私が自らを戒める自戒の措置として、今回、1か月ではございますが、20%削減の条例を出して、けじめをつけたいと。当然職員も、こういったものがあると、これだけ大きな迷惑がかかるんだということも理解していただかなくちゃいけないし、やはり町がこれまで誤った口頭についてはしっかりおわびをした形で、町長が責任を取るというようなことは必要だと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、（２）下水道事業受益者負担金の不適切な事務処理に伴い町長給与を減額する条例改正についてを終わりたいと思います。

次に、（３）消防団員の処遇改善にかかる条例改正についてを議題といたします。

消防交通係長。

○小椋恵司住民生活課消防交通係長 住民生活課消防交通係長の小椋恵司と申します。

私からご説明させていただきたいと思います。

３番、消防団員の処遇改善にかかる条例改正についてですが、こちら、議案48号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例、そして、議案49号 南会津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係るものであります。

資料3のほうをご覧ください。

総務省消防庁からの非常勤消防団員の報酬等の基準、こちらのほうを受けまして、消防団員

の労苦に報いるため、年額報酬及び出動報酬を南会津町消防団との十分な協議の結果、次のとおり改正するものです。

また、現在、消防団員の年額報酬及び出動報酬等につきましては、南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例にて定められておりますが、このたびの改正に合わせて、南会津町消防団設置等に関する条例にその内容を移動させるものです。

年額報酬の中身につきましては、消防庁長官通知の概要が資料の中段、概要の部分になります。金額については、団員階級の者については、年額3万6,500円、こちらを標準的な額とし、団員より上位の階級に当たる者等につきましては、業務の負荷や職責等を勘案して、均衡の取れた額となるよう定めること、このように通知を受けました。

これを受けまして、現在の南会津町の消防団員の団員階級の年額報酬は2万7,000円であり、消防庁長官通知で求められている年額報酬3万6,500円と比較すると、9,500円の差異があります。県内の各消防団でも年額報酬の改定が進められていることから、本町でも年額報酬の改定を検討してきました。消防庁長官通知に基づき、団員階級の年額報酬を3万6,500円に改定し、上位階級についても、業務の負荷や職責等に応じ増額改定し、下表の額で消防団、町関係課と調整いたしました。

改正案の内容につきましては下表のとおりとなっておりますが、その詳細については、団員階級の3万6,500円、こちらを基本といたしまして、部長階級職までは、団員階級の現在の報酬額からの増加割合、下の表の一番下の列ですね、2万7,000円から3万6,500円、こちらへの増加割合である135%、こちらを部長職まで適応させました。副分団長以上の階級の者につきましては、町村会による報酬調査表、こちらがございまして、こちらで変更済みの県内町村の年額報酬平均額、そちらと比較・調整し、年額報酬案とさせていただきました。

続きまして、資料裏面をご覧ください。

出動報酬につきましては、通知の概要は、出動手当を見直し、出動に応じた報酬制度（出動報酬）を創設すること。災害に関する出動報酬は、8,000円を標準的な額とすること。災害以外の出動報酬についても、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、均衡の取れた額となるよう定めること。

こちらに対応いたしまして、通常の訓練や礼式への出動報酬、こちらは、現行の1回につき4,200円等を据置きといたしました。

災害対応に係る出動報酬につきましては、通知に従い、災害対応への出動報酬、1日につき8,000円、こちらを支給するというようにしました。

以上で、3、消防団員の処遇改善にかかる条例改正についてを説明させていただきました。

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまの説明内容について、質問、ご意見等ありましたら、発言を受けます。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 消防団との十分な協議の中でこのような改正案が出たということは、私自身も尊重いたします。

ただ、今回の、この資料の中にはないんですが、これ、改正、全般的な改正なので、ひとつお伺いいたします。

遭難救助等に出動した場合、私6月の一般質問で質問したときに、町長答弁の中から、町民に対しても拡大していきたいと、金額は別としまして、捜索に関して、町内の消防団にも適用するというお話だったんですが、今回の改正の中ではその部分が見受けられない。そこら辺は十分に消防団と協議されたと思うんですが、その経緯をお聞かせくださいませ。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

議員おっしゃったのは、捜索事案が発生した場合、町外の方が遭難の要請があったと、消防団に要請する場合は、その家族に承諾、承認をいただきまして、消防団員動員しますよということで、それに対して、町外の方は、消防団員1名に対して1万円を支給するということになっています。その分、町外の家族の方、対象者の家族の方からも1万円を徴収するという仕組みになっておりました。

これまでその運用でやっておりましたが、今回の処遇改善に伴いまして、町民の方にも、実際に消防団、様々な職業がございまして、雇いの方は、平日ですと仕事を休んで出なきゃいけないという部分もございまして、1万円を支給したらどうだということで、家族からは当然取りませんが、そういう部分での1日1万円の支給を町内の事案でも対象としたらいいんじゃないかということで十分検討はさせていただきました。6月議会のほうでも、そのような答弁させていただいた記憶がございます。

そうした中でも、今度、やはり1人1万円となりますと、10人出れば10万円です。長期間になれば、10日間ですと100万円になってしまいます。それぞれ事例、事案、いろんな特殊な事例だったり、そういうケースバイケースあると思いますが、それに対して手厚くまたやってしまう場合、やはりそういう場合で人数がきちんと把握できないという部分がございます。今、先ほど言いましたように、財源も一般財源持ち出しになってしまいますので、そういう部分で

は、もう少し慎重に考えたらいんじゃないか、検討していきたくということで、財政のほうとも相談しまして、やはり今回は、町内に対象となる1万円は見送っていきましょうと。

今後も検討はしていきますけども、そういった財源がきちんと確保できれば、またそういう部分では検討できるのではないかなというふうには思いますが、今回は、町内の搜索事案に対しての消防団への支給1万円は、見送らせていただいたところです。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 課長の言われることは理解できるんですが、町外者の場合は、依頼者、1日1万かかりますよって、1人、1万かかりますよって言ったらば、相手方からも何人出してくださいと、10人でいいですよ、20人ですよという、そういう人数設定があるんですよ、相手から。やっぱり1日10万かかる、20万かかる、30万かかるなんて、人いなくなったから、はい、消防団集まれ、はいではないんですよ、そこは分かるんですよ。

でも、町民の場合もそういう、町民が行方不明になったった、で依頼が来た、警察通して依頼が来た。やっぱり同じく、そこで家族との協議に入りますよね。そこで、今後ですよ、今後、やっぱりそこでも同じように1人1万かかりますよって言った場合に、家族から取るんです、取らないんですか、そこは。それは、何、町の財源で対応するということ、町内者は。いいんですね、そういう理解で。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 議員言われることも我々の検討の中でお話ししましたし、私としては、可能であれば出してあげたいと思っていたんですが、やっぱり今後、町民の方からその分を、1万円頂きますよって言えないですよ。やっぱりこれまでお互いの助け合いの中で動いてきたものでございますから、やはり町民の方が行方不明になれば、みんなで協力し合って探すという視点で、今回消防の皆さんには、大変申し訳ないんですが、当面の間、やはりその取扱いを継続させていただきたいというふうに私の思いも団長さんのほうに伝えて、最終的な結果とさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 それで、今、住民生活課長が財源のお話をしたから、じゃ、そういうことなんじゃないかという、ただ聞いただけで、いや、私たちというか、現役時代はそうでした、本当に手弁当でやってきました、報酬などもう置いておいて、町民は我々が見つけるんだってね、そういう思いでやってきたんで、それはそのまま継続していくということで。

今後、今後ですね、今課長がお話しされたように、今後も検討の余地はあるということで、

またそういう動きがありましたらば、またこういう場を利用して、ご説明願いたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、（３）消防団員の処遇改善にかかる条例改正についてを終わります。

次に、（４）上下水道事業包括業務委託についてを議題といたします。

説明をお願いします。

業務係長。

○山内大和環境水道課業務係長 環境水道課業務係長の山内大和と申します。よろしく申し上げます。

私のほうから、上下水道事業包括業務委託について説明をさせていただきます。

包括業務委託と申しますのは、上下水道事業の窓口業務と水道料金、下水道使用量などの料金賦課徴収業務、そして施設の管理業務、そういったもののアウトソーシングに関する提案になっております。

水道事業の現状と課題のところをご覧いただければと思います。

水道・下水道といった公営企業会計につきましては、独立採算制で運営しなければならないとされております。経営に関する経費としまして、人件費、維持修繕費、諸経費などがございまして、こちらの経費につきましては、水道料金で賄わなければならないということになっております。

独立採算となつてはおりますが、運営する上で次の３点についての課題がございまして、まず１点、現状と課題の１番、「カネの課題」としまして、人口減少により、収入の減少が今進んでいるというところでは、運営経費を賄うべき一番大本となる料金収入が、人口減少によって今減っているというような課題があります。

続いて、２点目の「モノの課題」、こちらにつきましては、施設の老朽化による維持修繕費の増となっております。高度経済成長期で建設されました建物等が耐用年数を迎えて、どんどん修繕のほうを進めなければならないというところの維持修繕費の増となっております。

課題の３番としまして、「ヒトの課題」となっておりまして、企業体としての技術の継承、人材確保となっておりますが、施設管理に向けた専門的知識が必要となっておりますが、こちらの技術継承、人材確保が課題となっております。こちらにつきましては、南会津町だけでは

なくて、全国的にも同様の課題が見受けられるところです。

ページ進みまして、課題に対するアプローチでございますが、お客様の負担をできるだけ増やさず、まずは現状を見直すというようなアプローチを考えております。

「カネの解決策」につきましては、住民への負担は最小限に考えておりまして、今回は料金改定という部分はテーマとはしておりませんが、今後料金改定という部分はどうしても避けられない状況にはなってくるかと考えております。

「モノの解決策」としまして、利用者の規模に合わせた改修、アセットマネジメントの活用となっておりますが、令和2年度に策定いたしましたアセットマネジメント、こちらのほうを活用いたしまして、今まで3万人規模の水道施設だった分を人口減少に合わせてまして、改修の際は、今の現状の人口規模に合わせた改修をすると、ダウンサイジングと言われる、そのような手法で改修費だったり、その以降の維持管理費の部分の削減の部分も図っていきたいというふうに考えております。

「ヒトの解決策」としまして、サービスの維持、民間の広域性・ノウハウを活用して、技術者の確保、継続性の担保ということで、やはりサービスの維持、人の部分というのがすごく重要なファクターになっておりますので、こちらのほうをどのように解決していくかというようなところを解決策として考えたところです。

こちらの部分につきまして対応するために、今回包括業務委託というものを検討いたしました。

資料の3、2ページ目の下の下段の部分になります。

まず、現行の部分で、上下水道事業に携わる職員の業務のほうをまとめたものでございます。環境水道課14名で、あと各総合支所で環境水道係で2名の、3支所で6名ということになっています。

こちらの業務の部分で、支所のサービスというものは低下させずに、業務の内容を一度見直しまして、本庁に集約いたします。集約した業務について、アウトソーシングという形を取らせていただきまして、そのアウトソーシング先としまして、仮称にはなりますが、水道お客様センターというものを設置して、そちらのほうで業務に当たっていただくというような手順を考えております。

支所に残る事項ということで、右下に少し小さく書いてありますが、窓口の受付、料金の収納、納付書発行、メーターの交換や開閉栓、上下水道管路の管理ということで、窓口に来られるお客様の対応は現状と変わらず、あとメーター交換であったり、地元の水道に携わる事業所

の方、そういったことに対しても、直接町の職員とのつながりは継続されるというような仕事の内容になっておりまして、本庁に集約する業務の中で、料金の賦課、滞納対策、開閉栓、施設の管理業務、そういったものにつきましては、本庁のほうで集約した後に、そちらをお客様センターのほうに業務を委託するというような流れで考えております。

包括委託のメリットにつきまして、次のページの4番ですね、こちらのほうを説明させていただきます。

ヒト・モノ・カネの課題解決に向けた主要施策となっております、このヒト・モノ・カネと言われるのがいわゆる経営資源と言われるもので、事業を運営していく上で重要になってくるところでございます。

「ヒトの観点」から言いますと、サービス向上を見据えた技術の継承ができるようになるというところになります。技術継承の安定化としまして、民間の広域性を活用し、安定した技術者の確保、ノウハウの継承ができるようになります。

地元の雇用の確保としまして、民間のノウハウを活用して、民間職員の地元採用を目指すことができるようになります。こちら地元の採用、継続雇用でノウハウが継承されるようになるということで、業務の質のほうも向上できるのではないかと考えております。

「モノの観点」、保有資産の健全化・最適化。機器の延命化としまして、今ICT活用による監視保全というものを今、クラウドシステムというものを使って実施しております。機器の異常の予防保全につなげることで機器の延命化を図るということになっておりまして、漏水等あった場合、機器に異常があった場合、できるだけ早く、そちらの異常を察知して、被害が拡大する前にすぐに対応することで機器の延命化を図るというものです。

公用車両の削減としまして、外務業務を民間に移行することで、公用車両を削減することができるとしておりまして、外務業務、主に施設の巡回であったり、あと開閉栓等で外に出ることがあるんですが、そういった業務を民間に委託することで、公用車両、さらには燃料費といった、そういった維持管理経費も削減することが期待できます。

「カネの観点」としまして、水道事業経営の効率化というところで、財政支出の平準化というものがああります。安定したお客様サービスを確保しながらも、複数年契約により、財政支出の平準化ができるということで、人件費というのがこちらの支出の部分ではかなり大きい予想になっておりますが、人件費の部分は、人事異動によって年間のばらつきというのがすごく大きくなっております。こちらのほうを平準化することで経営の安定化を図るところがメリットの一つになります。

収納率の向上としまして、民間のノウハウを活用することで料金の収納率の向上が期待できるようになります。

事業者の選定方法につきましては、公募型プロポーザル方式を採用したいと考えております。庁内のプロポーザル審査委員会を設置しまして、採点方式により選定を考えております。

参加資格要件としまして、3年以上の業務委託を完了した実績ということで、既の実績のある事業所を選定することでノウハウを活用することができるというメリットがございます。

委託期間ですが、令和5年4月1日から3年間。令和5年1月に契約を考えておりまして、それから4月までの3か月間につきましては、引継ぎであったりの準備期間を設けさせていただきたいと思っています。

この3年終了後につきましては、そちらの実績を基に、以降は5年継続等でさらなる経費削減を図っていきたいと考えております。

最後のページになります。

今後の課題という部分ですが、こちら包括委託というものは、運営権の譲渡というものではなくて、業務の一部委託というものになります。委託事業という部分でありますので、受託業者の経営能力、技術能力などを評価しまして、確認や指示、改善を行う、監督する力、モニタリング能力というのが求められます。そのため、町職員と受託業者の合同研修会や水道協会等への研修・派遣を行って、モニタリング能力を養うことで受託事業者のレベルアップ、さらにはサービスの維持管理から向上につながっていくことが期待できるかと思っています。

以上で、上下水道事業の包括業務委託についての説明を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまの説明内容について、質問、ご意見等をお聞きしたいと思います。

ありませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 水道事業の民間化というのは潮流だとは思いますが、今回は一部委託にかけるとのことだと思います。南会津町の水道事業、非常に広域であって、多分相当管の長さも長いでしょうし、人口減少も激しいですし、非常に維持していくの大変かなと思うんですけども、今回の包括委託のメリットというのは、最大の狙いというのは何なんですか。

また、もう1点、その先にあるものは何なんですか。完全民営化というのを見据えた上での今回一部委託なのか、その辺についてお伺いします。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

完全な民営化というのは考えておりません、まず1点目ですね。

今回の委託の一番の狙いは、この4、包括委託のメリットの部分の人の部分が一番の課題であるというふうに考えております。役場職員は、人事異動によって、兼職に近い異動を繰り返す傾向にあります。今、支所のほうで管理に当たっている職員も50代の職員がほとんどで、このままいくと、施設管理のノウハウ、技術の継承が困難になっていくというふうに考えております。

今回、施設の管理という部分では、既に田島では、田島浄水場、それから滝原、糸沢の浄水場、館岩の浄水場についての管理を委託しておりますので、今回の包括委託に併せて、伊南と南郷も民間委託出すことでスケールメリットを狙っていきたい。技術のもう民間のノウハウを生かして、施設の管理運営の技術のレベルを一定化したいというのがあります。これが一番のメリット。

次が経費の部分で、今業者さんとやり取りさせていただいております、その中で若干ではありますが、経費について今よりも削減できるという見込みがついておりますので、この2つで考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 管理技術の平準化というのは、非常に理にかなっているかなと思います。しかしながら、外部委託というのは、アウトソーシングすべて、おおむね言えることなんですけども、単純に安くやっていただくために外部委託するという部分が大きいんじゃないかなと思います。

しかしながら、業者であっても、これ契約期間が何年になっていくのか、今後どうしていくのかという部分に関しては、競争の世界になっていくのかなと思います。果たして本当にそれが実現できるのか。会社、その1社によって、1社、何社になるか分かりませんが、その地域であったり、この広い南会津の水道事業をお任せできるのか、これは、役場でなくても同じことが起きるんじゃないかなと思います。つまり、長年そこにいらっしゃる方が引退するときは必ず来るわけで、その引継ぎが果たしてうまくいくのか。課題としてはモニタリング力だというお話ありましたが、一方、役場は3年に1回、人事が変わってくる。それでは分かる人いなくなってしまうんじゃないかなという、少し意地悪な質問かもしれませんが、その懸念に対するお答えいただければと思います。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

今回包括委託ということで、全ての業務を初めて委託に出すわけではございませんで、先ほども言いましたように、施設の管理については既に委託している部分があります。こちらにつきましても数年にわたって委託出しております、業者さんのほうも人事異動等で変わることがありますが、しっかり引継ぎをしていただいております、その部分ではうまく回している、それから町のほうもうまく監視ができています状態だと思います。

包括委託業務の導入というページをご覧いただきたいんですけども、今言いましたのが、このお客様センターの施設担当の部分になります。マッピング、漏水調査、こちらについても既に行っております、こちらを複数年で包括して委託出すことで平準化できるというのがございます。既にこちらのほうを行っているのにプラスして、窓口業務を出すということですので、十分、何ていうか、民間の、民間のというか、我々の監視のほうもできるというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 遠藤課長、今回の下水道の料金の処理に関しても、非常に鳥の目、虫の目でしっかり業務を把握されて、しっかり原因を究明されて、監視された結果、こういったことが明らかになって、適正な処置ができることになったと、こういうふうに私は判断しています。

そんな中で、やはり優秀な人とそうでない人と、いろんな職員が、言っているのか分かりませんが、少なからずやっぱり能力の差があると思うんです。平準化というのは、その能力の差、生まれ持ったものの差であったり、見識の差、あと目指すところの差、そういった意識の差によっても変わってくるんだろうと思います。

そういったところが果たしていきなりいったときに継続できるのかというのは、役場全体でも考えるべきところだと思います。包括的にしたから、民間会社に委託したから、そこが保たれるということもあり得ませんし、それは一概に言えないことだと私は思っています。常にやはりチェックをしっかりやりながら、モニタリング力を上げていくようなことをやるべきですし、あと情報交換ですね、やはりお客様、住民ですので、そういったところ条例の中で運営されることもありますので、そういったご理解も運営業者においてはいただかなくてはならないと思いますので、ぜひそういったところは、全庁的にしっかり、いつ行ってもそこに充てられるように、そういったところを監視いただければなと思いますので、意見として申し上げます。

以上です。

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにありませんか。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 包括業務委託は、県でも道路等がやっておると、管理でやっておられるようです。また、本町でも、多分保育所を社協に預けたのも多分包括業務委託の一部かなというふうには感じてはいるんですけども、4番の包括委託のメリットということで3点挙がっていますが、まず、デメリットが全然出ていないんですけど、デメリットはないんですか、それが1点。

もう1点、一問一答かな。

○室井嘉吉議長 一問一答でやってください。

○4番 渡部 優議員 はい、まず。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

デメリットというのが、この一番最後の課題という部分に示したのになります。デメリットといえますか、課題ですね。当然業者さんが何をやっているのか、モニタリングしていかなくてはいけない。委託料についても、本当にそれでいいのかという、それを見る目、能力が必要になってくると。こちらのほうをしっかりと保ちながら委託を出すというふうなことで、デメリットというか、課題がここにあるというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 選定方法、プロポーザルでやられるようですけども、これは、もうこの議会終わった後ぐらいでやる予定なんですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 10月から11月の半ばぐらいまでにかけて公募をいたします。それから、11月の末ぐらいにプロポーザルの審査を行いたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 自分の判断といたしましては、これまでこれ、いろいろ検討してこういう形になっているんでしょうけども、これ見て、10日ぐらいの間に賛成、反対のもしことになれば、なかなか答えが出せないような状況ですけども。

それから、先ほど課長のほうで出ました業者等の話合いの中で経費が削減されるというふうな答弁があったわけですけども、その削減の中身、分かりますか。安易に削減できますとは業者も言わないと思うんですけども、業者というか相手。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

一番削減というのができるのが人件費になります。その人件費については、現状の人件費との比較になります。ですので、極端な話、環境水道課の職員が新規採用職員だけになってしまえば、もしかすると民間のほうが高くなるかもしれません。ただ、現状の職員との比較である程度の経費の節減が図られるというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 委託関係で必ず出るのが人件費の削減ができるというようなことで、委託受けたほうが相当苦しみながらやって、給料も低い中でいろいろな仕事をしているという形になっているわけですが、当局で言う人件費の削減というのは、どうもよく分からないというのが私の考えなんですけども、民営化して、民営では安いだろうと、給料が安いだろうというふうな感覚なのかなというふうについていつも思ったりしているわけですが、結局、下水道業務委託に関しても、年間数億円の委託料が出ると思うんですけども、これ、削減するの間違いないでしょうかね。また、責任持って業務ができるのか。

選定する場合、こういうふうに条件がありますけども、受託された町内の受託企業というのは、多分ストレートにはできないような気がするんですけども、中身に関してはよく分からないんで、もしかしたら大きな業界筋で有名なところが受託されて、町の水道事業者が孫請け、下請けして動くのかなというふうなことも想定されるんですけども、その辺の事情はどうなんでしょうかね。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

業者につきましては、選定方法の資格要件の中に、過去5年以内に給水人口1万人以上の自治体において3年以上の業務委託を完了したものとなっておりますので、そのノウハウを持った業者、責任を持ってやってくれる業者でないと、プロポーザルをやってもそこに頼みますよというふうになりませんので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 ちょっと理解できないんですけども、今、条件は分かりますけど、例えば今まで関わってきた町内の水道業者とか、そういったところの参加というのは可能なんですか、条件に合う業者というのはあるんですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

今回委託を出す部分については、町内の業者さんに受託してもらっている部分というのはほとんどない部分でございまして、窓口業務等ですので大きな企業を想定しております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 そうすると、結局町内の水道業者とかそういったところは、そこから連絡がきて、何かトラブルがあったときに、例えばお客様センターから電話が来ると、そこから、今度は町内の業者さんあたりにこういうところあるよというふうな流れになるんですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 現在、施設の不具合が生じた場合は、委託している業者のほうでまず対応していただいて、それから修繕という段階になったら、町内の業者さんに委託するという流れになっております。ですので、その流れというのは今と変わらないのかなというふうに思っています。修繕自体、町のほうで発注するのがほとんどになりますので、例えば漏水の対応、こちらについては、民間に委託しないで、そちらの業務は町のほうに残しますので、町の業者さんが何かこの業者さんに関わるというのは、なかなかそういう場面は少ないのかなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 優議員が心配されること、我々も執行部として心配しまして、今いらっしゃる町内の管工事の業者さん、この仕事を取り上げることにならないかどうか、そこは確認しました、それはならないと。

それから、包括の中の委託を担えるかということも確認したんですが、それについては、やっぱりノウハウがないので、そこには参加することができないというようなことから、分けて考えて、現場をよく知っている管路事業者の方については、今までどおり、町が発注する中身と同じようなものを、新たな仕組みになっても、仕事は継続してお願いするというようなことを執行部のほうで確認しているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 町長の答弁は、今の答弁は課長から出るといいなと思ったんですけど、そういうことですね。ぜひ地元の業者もしっかり守りながら、分けながら発注して行って、どっちも守るようにしていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 1点だけ、プロポーザル公募は、区域、その事業所のある区域、そこは、県内とか、どのくらいを考えているんですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 公募に関しては、町ホームページ、それから業界紙に出して公募いたしますので、全国、受けてくれる業者さんがいればというふうに考えております。

○15番 楠 正次議員 今お答えになった全国の事業者が対象になるということですのでよろしいんですね。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 県外とかに区切ったものではございません。全国で受けてくれる業者がいたら、そこでプロポーザルで競争を働かせたいというふうに考えております。

〔「ありがとうございます」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 私のほうから1点だけ、ちょっとお聞きします。申し訳ありません、ちょっと危惧するところあるもんですから。

この包括委託になったときの水道事業、あるいは下水道事業というのも入るのかなというふうに思うんですが、これの発注元、従来であれば、町当局でやっていたものは、町と事業者との契約だったですね、今までのやり方というのは。

そうすると、今度これが入ることになると、町がこの包括委託した会社が町の代わりに工事発注なんかもやることになんのかどうなのか、そこんとこちょっと教えてください、確認したいと思います。

○遠藤知樹環境水道課長 工事の発注ですとか修繕の発注につきましては、全て町のほうで行うようになります。

○室井嘉吉議長 今後ともそれは変わらないよと。

○遠藤知樹環境水道課長 変わりません。

○室井嘉吉議長 分かりました。そこだけちょっと気になったもんですから、確認しておきたいと思います。

あと、ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、(4)上下水道事業包括業務委託についてを終

わかります。

次に、（５）環境共生施設（ひこばえの家）解体撤去工事についてを議題といたします。

説明をお願いします。

建設課長。

○月田 啓建設課長 建設課長の月田と申します。

私のほうから、環境共生施設（ひこばえの家）解体撤去工事につきましてご説明をさせていただきます。

今回の説明に至りました経緯につきましては、今年の５月に行われました議会臨時会のほうで本施設の解体撤去工事130万の補正予算に対しまして、単に雪で潰れたから撤去するのではなくて、その原因をつかんで報告をしてほしいというようなご意見をいただきましたことから、本全員協議会の中で報告の時間を割いていただきましたので、よろしくお願いたします。

それでは、今回、資料５の１と５の２でございますので、横に並べてご覧いただきたいと思えます。

まず、今回解体撤去をしますひこばえの家、こちらにつきましては、事業名が環境共生型地域モデル実証コミュニティ設備委託業務ということで整備された施設でございます。

事業の経過につきましては、資料の５－２のほうの１ページをご覧いただきたいと思えます。

こちらのほうに経過をまとめておりますが、ナンバー１ということで、まず、平成21年３月27日、こちらの環境省の補助、当時10分の10ということで、21世紀環境型住宅のモデル整備による建設促進事業、こういったものに地場産材を活用して、地域の自然エネルギー、バイオマスエネルギーを活用した地域循環型環境共生モデル住宅整備事業として申請をしました。この時点では、事業費7,000万ということで、木造２階建て、４LDKの自然エネルギーを使ったハイブリッド対応のモデル住宅、こちらのほうを当時申請をしました。

その後、５月11日に環境省より不採択の通知の通知が来ました。

その後、ナンバー３になりますが、平成21年６月、ナンバー１の事業をベースにいたしまして、これは、滝原地区のあらかい健康キャンプ村を核としまして、当時エコヴィレッジ会津高原構想ということで、国道352号からあらかい健康キャンプ村、当時、旧八総鉦山小学校です、そこまでの間にエコガーデンですとか、貸別荘、宿泊施設、そういったことを整備する構想の中で、国道352号の入り口となる箇所はこの施設を整備するというような内容でございました。

当時、地域活性化・経済危機対策臨時交付金ということで、国のほうで平成21年４月27日

に閣議決定をされておりまして、地球温暖化ですとか、少子高齢化、防災対応、デジタル化、そういった事業に対しての交付金が新たに創設されました。その財源を元にしまして、6月議会の補正予算の中で、土木費の中に工事費5,000万予算化されておりまして。

その後、12月の議会の中でその工事費の予算を委託費に予算の科目変更をしまして、ご議決をいただいているところでございました。

年が明けまして、平成22年2月25日に南会津ロハスな家とまちづくり協議会、こちらは平成22年1月15日に設立した団体でございますが、こちらのほうと単一選定で随意契約をしております。契約期間につきましては、2月25日から3月31まで。契約額につきましては4,935万と。

その後、2度、工期変更をされておりまして、ナンバー8になりますが、平成23年1月24日に部分払いということで、建物と設備の設置が終わりまして、4,309万円、部分払いとして申請をされました。

その後、23年1月24日から2月28日まで、約1か月ですね、実証実験ということをされまして、3月25日に業務委託の完了届が提出されてきたというところでございます。

資料5の1のほうに戻っていただきますと、その事業の目的等ということになっておりまして、資料の2ページに当時の仕様書のほうを添付させていただきました。

1の業務内容を途中から読み上げますが、地場産材を活用し、在来工法、板倉工法等の組合せによって、木断熱工法等の試験的採用、自然素材を活用した仕上げ材によって、化学物質を排除した安全・安心な建築物、さらに南会津地域の自然環境を生かした自然エネルギー及びバイオマスエネルギー等の利用により、持続可能な地域循環型の環境共生コミュニティを整備し、生活代替エネルギーとしての有効性、導入時のコスト、設計や施工における資材等を集積、検証、広く町民に公開をして、地場産材の活用促進と自然エネルギー、バイオマスエネルギーの導入促進を図ることを目的とするということで、それぞれ事業内容ですとか、成果品を定めて、仕様書も定めて、発注したところでございます。

3ページになりますが、その仕様書と併せて、こういった配置計画図が示された中で委託をしたというところでございます。

そして、契約方法になりますが、先ほど随意契約と申し上げました。随意契約の根拠につきましては、地方自治法に幾つかの項目が示されておりますが、第167条の2第1項第2号ということで、「その性能又は目的が競争入札に適さない」というところの条項を使って、契約をされておりまして。

具体的に申し上げますと、著作権であったり、特許などの知的所有権、または特殊な技術が必要であったり、あとは何らかの根拠ですね、法的な根拠とかで施工者が特定される場合、この条項を使って契約するという事になっております。

契約につきましては、先ほどのとおり4,935万ということで、当時5%の消費税ということになっております。

そして、6番になります、委託先でございます。南会津ロハスな家とまちづくり協議会ということで、その規約が資料4ページ、5ページのほうに載っております。

こちらのほうの目的の部分でございます。下3行になります、下3行のほうで、光熱費や除雪労力など自治経費を可能な限り節約できる持続可能な循環型住宅と共同生活地域づくりを実証研究する非営利活動を行うことを目的とするということで、その下の第四条に活動がございますが、それぞれ実証研究事業というような文言が入っております。これから推察するに、業務委託完了後の管理運営を見据えた規約ということになっているのかなということで推察ができるかなというふうに思っております。

契約期間につきましては、先ほど申し上げましたとおり、2度の変更で期間の延長をしております。

金額につきましては、変更はしていないというところがございます。

ひこばえの家の構造ということになります、資料6から11ページですね。平面図等を添付していただいておりますが、この6から11ページにつきましては、平成22年6月に整備計画として提出されました内容ということになっております。

7ページ、少し横になりますが、少しひこばえの家、見づらくて申し訳ございません、右側に木材ストックヤードということになっておりますが、その下側、A棟と書いてありますが、ひこばえの家でございます。今回倒壊した建物がこの位置にあります。こちらが全体配置図ということで、先ほどの仕様書のところから少し変わって、こういった形で整備計画が提出されたということがございます。

続きまして、8ページにつきましては、倒壊しました施設の平面図、9ページが木造の躯体の詳細図、10ページも同じく躯体の詳細図、11ページが基礎伏図、土台伏図ということになってございます。

そして、12ページからは当時の竣工写真と工事経過の写真になります。12ページは竣工でございます、13、14、15が工事経過となっております、14ページの中ほどの写真が一番、何ていうかね、構造が分かる、そういった写真になっているかと思っております。

そして、16ページ、17ページが倒壊をした状況ということになっておりまして、資料5の1の裏面のほうに入らせていただきます。

倒壊の状況をご覧いただきますとおり、真ん中から押し潰されているというような状況でございます。

倒壊の原因につきましては、建築基準法の適用範囲につきましては、建築物、建築物の敷地、構造、設備、用途が規制対象となりまして、本建築物も適用範囲となりますが、2階建て以下の木造建築物の場合は、構造検査に替わって、耐力壁、接合部の金物などが適切であれば、構造の安全性を満たしているというような判断になるようでございます。

ひこばえの家につきましては、建築工事も委託業務で行われたために、性能発注的な部分もありまして、用途、維持管理の方法などにより、最終的な構造、使用資材になったものと考えられます。先ほどのとおり、委託事業の受託者がその後のものを管理運営を行う、このようなことから、こういった判断になったものと考えられます。

倒壊につきましては、昨年度の大量の降雪、あと断続的な低温によって、屋根からの雪が落ちなかったために、積雪に対して屋根の強度が不足していたということが考えられます。

また、この建築場所につきましても、都市計画区域外であるために建築確認申請は適用外というふうになっておりました。

今後の対応ということで10番のほうに書いておりますが、今回このような結果を招いた一つの原因につきましては、工事として発注すべき事業、委託事業として発注すべき事業をまとめて、委託事業として随意契約していた、こういったことが考えられるのかと思います。通常であれば、基本構想、そういった構想の部分を委託としまして、建築につきましては、適切な建築業者、入札参加業者さんに指名をして、入札をして行うのがルールだったかなというふうに考えるところでございます。

今後につきましては、委託で発注すべき事業、工事で発注すべき事業など、その業務内容によって区分けをして契約をして、随意契約につきましても、適用条項であったり、相手方の実績等を確認して、選定すべきであると考えております。

説明につきましては以上でございます。

○室井嘉吉議長 ただいまの説明について、本当なら続けてやればいいんですが、ちょっと私、3時過ぎたのうっかりしちゃってて、休憩したいと思います。それで、質問等は再開後やりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

30分まで、15分休みましょう。よろしく申し上げます。半、再開にします、15時30分。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時28分

○室井嘉吉議長 それでは、1分ほど早いようですが、全員おそろいのようにありますから、再開したいと思いますがいかがですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 いいですか。

それでは、ひこばえの解体撤収工事についての説明内容について、質問、ご意見など、お受けをしていきたいと思えます。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今回は雪だったし、この施設の見取図見ても何かすごい折れそうなような感じでしたけど、気になるのは、この数年、これ事業で町が仕方なくという言葉おかしいんだけど、結果的には後始末をしたんですよね、始まりもそうだったか。

この規約見た限り、近年の、ここ数年の、例えばほかに施設も残っていますよね。これを結局、いずれ、僕は一番気になるのが、このほかの施設が有効に今、誰々がこんなふうに使っているとか、その近況をぜひ教えてほしいです。ここ数年だと、この施設はちゃんと動いているし、実はひこばえの家も夏場はこうしてたというような、その状況をちょっと聞きたいですね。

この後も問題なく、せっかくこれだけ、数千万の事業ですので、有効に使われてますとか、使っていきたいと思えますとか、その辺ちょっと聞きたいと思えます。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 施設に関しては、これまでこのまちづくり協議会のほうに行政財産の使用の許可ということで1年単位で貸付けを行っていたということで、この協議会の活動の場になっていたということです。

ただ、協議会のほうが平成30年の総会以降、ほとんど活動がなくなってしまっていて、実質的にはここを管理されていた池谷さんの活動の場になっていたということでございます。

今回倒壊したひこばえの家に関しては、そこから電気、それからボイラー等の熱源を供給していた施設になります。ですので、ここが倒壊したことで、電気、それからボイラー等が使用不能になっております。現時点は、町のほうの直営で管理しているというような状況で、これ

からどうやって残った建物を活用していくかというのを検討していかななくてはならないという
ような状況になっております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 一番心配していることだと思います。今課長言われたところで、何
かここ休眠していたというか、あまり動いているというように活動していたって聞いていなか
ったので、だからその分が課題であるならば、本当この分は、町としてもこれからどんな活用
をするかが皆さんで検討して、あるいはこの組合と、組織の人たちもまだいらっしゃるでしょ
うから、アイデア出し合って、ぜひその分、壊れたことを戻ってどうか、保険に入っていた
どうのでもなくて、しっかりその辺は、利用ですね、せっかく残っている施設があるので有効
に使って、僕もちょっと昔、この始まりも、パネルがあったり、そういう見学した記憶ありま
す。できたてのところを見させていただいた記憶ありますけども、せっかく投じて、町の町民
の血税、何ていうの、補助金もいっぱいあったでしょうけども、そういう意味では有効に今後
使ってほしいなと思います、そのほうの施設は。

以上です。意見です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 6月に意見というか、ただ解体ではなく、きちっと問題を報告して
ほしいというふうに申し上げましたが、調査していただき、設計図がなかった、委託料の中で
全てが行われたというようなことが報告していただきました。

ひこばえの家の雪害についての考察の一番最初のところに倒壊の原因について、この4行目
から、耐力壁、接合部の金物などが適切であれば、構造の安全性を満たしていると判断されま
すというふうに書いてありますけど、あそこの建物を解体するときに、私以前も申しあげまし
たが、30センチ、40センチの木切れをビス止めして、角の柱に使っていたところが見受けら
れました、倒壊したときに。それは、このことには不適切だったというふうに理解してよろし
いですか。

○室井嘉吉議長 建設課課長補佐。

○星 宏明建設課長補佐 お答えいたします。

私も倒壊した現場を見させていただきまして、こちらで説明している建築基準法に関わる構
造、耐力についてどうだと、そういった部分については、まずは建物の基本となっております
のが柱、壁、それにはり、そういったものがきちっと基準を満たしていなければ、その上の屋
根の加重には耐えられない。そういった視点で見ますと、はりがない建物でした。資料的には、

構造計算をしたという資料がなかったものですから、一般的なそういった構造を見ますと、はりがありません。

逆に資料のほうを見ますと、今回の資料の、図面の、建物の断面が入っている図面があります。木造躯体詳細図（1）。

〔「ページ番号幾つ」と言う者あり〕

○星 宏明建設課長補佐 9ページですね。

こちらの図面を見ますと、R=2,730という数字が入っております。これは、何かしらここで作業をする、または設備が入るために必要な寸法ではないかなと思います。そういった注釈がないものですから、図面から解釈しますとそういう解釈ができます。これによって、柱と柱、頭の部分をつなぐはりが設けられなかったわけなんですね。その代わりに、柱と屋根のはりの部分をトラス状にして補強している。あと、棟の部分、棟から若干下がったところに水平のはりらしきものがあると、こういったところで補強しているというのが見受けられます。

建築基準法的に100%満たしているかと言いますと、私の解釈では満たしてはいない、それは断言できます。ただし、それが満たしているのが100とした場合に、これが80なのか60なのか、どれぐらい基準を満たしていないのかというのがちょっと資料から分からなくて、今まで10年間倒壊せずに済んだというのは、今までの積雪量に対しては、それなりに耐力があった。ただ、今シーズンの積雪に対してはもたなかったと、そういったところでもありますので、このあたりなかなか判断がつかない、そういったところが現状であります。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 その下の10の今後の対応についてのところにきれいにまとめてございますけども、やはりあれだけの建物を造るのに、工事として発注して、きちっと設計等々を残す、これがやっぱり重要、公共施設です、公共のお金を使って造るわけですから、後々まできちっと、こんな途中の写真とか何かで代わるものではないと思いますので、その点を注意して、今後こういうことがあるかどうかは分かりませんが、進めてほしいなというふうに思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 楠議員の質問にお答えしたいと思います。

非常に重要な視点でございまして、やっぱり発注者側としてのきちっとした責任、やっぱり

これは、工事として、きちっと設計書を作って、発注をするというのが建前でございますので、当時どういう経過でこういうふうな手続踏まれたのかは分かりませんが、今後町として、この類いの工事なり設計業務を携わるとすれば、委託は委託、工事は工事、そして、工事の中もしっかり指名競争入札でいいものを造ってもらおうというようなことに努めていきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応今回の問題というか、建物が倒壊して、それを撤去したというようなことまでは、あのままではどうしようもないわけですから、それはやむを得ない対応していただいたということで、本当にそれはいいんじゃないかなと思います。一応今残っている建物をやはりどういうふうに今後するんだという問題も現実的にはすごく大きいのかなって思えます。

地区的にも、私も隣地区ですけど、やっぱり何ら地元の方というのは、関わりが現実的にはないというのが現状なんです。やっぱりそのところは、どのように町として今後考えていくのか、ちょっと方向性的なものを、まだそこまで結論は出ていないかもしれませんが、あれば一応コメントをやっぱり聞きたいというふうに考えます。それをお願いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えしたいと思います。

これまでも議員の皆さんの意見なり質問を聞いてみますと、やっぱり構造的なものの問題の指摘、さらには今後どうするんだというようなところでございます。

それで、この建物、一連の経過を見ますと、化学物質過敏症というような先駆的な対応ということで当時の町長さんが取り組まれた事業だったと思います。反面、それが地区の方に対する説明が十分でなくて、いろいろな問題が後から出てきているということも把握しております。

今後、この建物、あるものを生かしていくということは我々もしっかり考えなくちゃいけないと思っておりますので、滝原地区の区長さんの意見なんかもお伺いしながら、活用方法について今後検討していきたいと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 いいですか。

あと、ほかにありませんか。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 1点は確認です。

一連の入札から、それから建物としての、何ていうの、違法性というのはないんですね、そ

こを1回確認したいと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長補佐。

○星 宏明建設課長補佐 まず1つ考えられるものとするれば、先ほど課長から説明のあった建築基準法に関わる部分。これについては、合計5棟建っていたわけなんです、5棟共、建築面積、また用途、そういったのを照らし合わせますと、建築確認申請が必要なものには該当しないということで、その法律には該当しません。

その他、農地法だったり、そういったものにも該当しないということになっております。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 契約の流れの違法性というところも質問あったと思いますが、これについては、この報告書にもありますように、随意契約の項目が明記されております。当時詳しい資料が残ってなくて分かりませんが、当時は、この契約の仕方が適法だということで、契約を締結されて、委託の中でやられたというふうに認識しております。

それが当時まで遡って適法かどうかというのは、今お答えをする資料等を持ち合わせてございません。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 取りあえず、この一連に関しては違法性はないということで了解しました。建築基準法に関しても、都市計画区域外で建築確認申請外ということで、どうしようもないということだったんでしょう。

それから、それで、公有財産ということで、これ建物の上の提示をされたというふうに思うんですけども、固定資産の台帳もできているということ、これちらっと聞きましたけども、やはりそういう視点からも、公の建物の、何だ、廃止とか、いろんな検討されましたよね。そういうところの中でその施設は入ってなかったんでしょうか、検討されなかったですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 公共施設等……あの計画に上がっておりまして、建物自体しっかりしておりますので、継続して管理していくというような答えになっていたと思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 そういうことであれば、しっかり使う人を公募したり、先ほども何回か質問がございましたけども、使う方向でしっかり検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 あと、ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そうしたら、私の方から若干質問しますが、この図面番号7番で、この四角く枠くくっているものがこれ建物だと思うんですが、言えば、この図面上にあるものを全ての工事費で5,000万だという、それでもって随契でやったんだという理解でいいんだね。そこんどこちょっとはつきりしてください。

建設課長。

○月田 啓建設課長 当時の設計見ますと、まず、施設整備費、これは、建物、外構、設備含めまして4,635万1,000円。それに係ります設計委託料、これが121万6,000円ということで、当時の資料から確認できました。

以上です。

ですので、建物全てが含んで4,635万1,000円。

○室井嘉吉議長 全部これ……

○月田 啓建設課長 建物、外構、設備ということになっております。

○室井嘉吉議長 はい、分かりました。

あと1点ですけども、南会津ロハスな家とまちづくり協議会、これは、解散したという理解でいいんですか、そこんどこ教えてください。

はい。

○遠藤知樹環境水道課長 正式に解散したのではなくて、休止状態というふうに理解しております。

○室井嘉吉議長 休止。

○遠藤知樹環境水道課長 休止、はい。

○室井嘉吉議長 あと1点お聞きします。

平成23年1月24日に部分払いを申請をしたと、こういう表記があるんですが、最終払いの表記がないというのはどういう意味なんですか。

建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

この部分払いにつきましては、先ほどの建物であったり設備であったり、ハード部分の整備が終わったところで申請があって、その部分についてお支払いをしたというところでございまして、この後、完了届までは書いておりますが、この後完了届を確認して、支払いに至ってお

りますが、その支払いまでは、すみません、確認取れておりませんが、全額変更なしで払っているはずで。

以上です。

○室井嘉吉議長 契約額が4,935万の契約で、部分払い申請額が4,309万円、こういうことから、この差額はどうなっているんですか、これ。

建設課長。

○月田 啓建設課長 すみません、ここに記載はしておりませんでした。業務委託の完了届、こちらが3月25日付で提出されておりましたので、その後内容を確認して、その差額分については支払っているはずでございます。

○室井嘉吉議長 私からは以上でございます。

ほかにございませんね。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、(5)環境共生施設(ひこばえの家)の解体撤去工事についてを終わります。

次に、(6)高校統合に係る通学手段についてを議題といたします。

説明をお願いします。

学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 学校教育課長の阿久津勝英でございます。

私からは、高校統合に係る通学手段についてご説明をいたします。

まず、1番目の7月の全員協議会以降の経過についてでございますけれども、7月19日、全員協議会におきまして、県立高校改革監のほうから、スクールバスの運行を考えているという話、そして、県も応分の負担を考えている、そういった話がございました。

その次の翌日なんです、7月20日に新聞報道で、地元紙2紙にそれぞれ、バスは町が運行し、県が経費を支援すると、そういった内容のことが書かれました。

こちらにつきましては、前日の全員協議会でも県の負担については明言がありましたけれども、運行主体については、どこが主体を担うのか、そういった話については、そこに及びませんでしたし、さらには町との協議の中でも、その部分についてはまだ正式な決定がされていませんでした。ですが、新聞のほうには、そういったことで町が運行するというような形になってしまったわけなんです、このことにつきましては、町としましても大変遺憾に思っております。当日の新聞の掲載された朝に、県立高校改革監のほうから町の教育長のほうに電話が

ありまして、今回、まだ協議中の内容であることにつきまして掲載がされてしまったことについて謝罪がございました。

続きまして、7月26日に南会津高校の保護者の皆様に対しまして、通学バスと寄宿舎に関する説明会が開催されました。

8月9日には、県立高校改革室の担当者が来庁いたしまして、県と町の負担割合について、そして、県からの支援期間について町へ提示がございました。

8月19日には、県からの提示を受けまして、庁内の検討会議を開催いたしまして、対応を協議いたしました。

そして、翌週の月曜日なのですが、8月22日に県に対して町の考えを回答したものでございます。

本日につきましては、そのことについてご説明をいたします。

次の2番でございませうけれども、県からの負担割合、支援期間の提示内容でございませうけれども、まず、負担割合については、県と町、それぞれ50%ずつではどうかということが県から提示がございました。

当初、来年度から新たに運行する計画の西部地域からの統合校へ向かう通学バスに対する補助のみを対象とを考えていたわけなのですが、今回、県からは、現在、両校に通学するために運行されているスクールバス、そしてスクールタクシー、全てで5路線ございませうが、その全ての経費の2分の1を県が負担するということが伝えられました。

次に、支援期間についてでございませうけれども、来年度、令和5年から令和9年までの5年間ということにさせていただきたいというようなお話がございました。

この5年間という期間の根拠について確認したわけなのですが、そうしますと、ここに書いてありますように、現在の中学1年生が高校を卒業するまでの期間というような回答がございました。

次に、3番の県の提示案を受けての町の回答でございませうけれども、こちらについては、先ほど申しましたように、町三役と、そして関係課長が集まりまして、庁内の検討会議を開きました。その中で、まず、負担割合につきましては、県が校舎方式ということを採用して、2年間、令和5年と令和6年の2年間について、現在の南会津高校を残すということにいたしました。そうしますと、来年度、南会津高校ができた後も、南郷校舎の分に通学支援が必要になってきます。そうしますと、それを町が今までどおり継続して支援をするということになってまいります。そうしますと、町の負担がさらに増えてしまうということがありますので、この校

舎方式を採用した県の責任といたしますか、ということで、これらの経費について、県で全額負担してほしい、校舎方式を採用したことによる経費を負担していただきたいということで伝えました。

先ほども言いましたように、具体的に言いますと、校舎方式で継続しなければいけないというのが冬季のスクールバス、そして、田島地域から走っていくバス、この2つの運行経費、合計で言いますと、約1,000万円ほどというのがありますが、これを全額県で負担してほしいというものでございます。

そして、支援期間につきましては、5年で確定するのではなくて、4年目に再度協議をして、それ以降についての対応、令和6年度以降の対応を4年たってからといたしますか、4年目に再度協議させてほしいということをお伝えしております。

続きまして、2ページをご覧ください、お開きください。

こちらは、運行経路について書いてあるところです。前回の全員協議会の中でも県のほうから説明があったものと大体同様のものになっております。和泉田から山口を經由して、南会津高校に向かうバス、そして、大桃から山口まで来て、そこで乗換えをして、和泉田からのバスに乗り換えて、南会津高校に行くバス、この2つを想定しているということであります。

和泉田のほうは、今、基本的にここで見積りを出したのが中型のバス、そして、大桃からはジャンボタクシー、そういった計算で出されているということでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

こちら、現在の田島高校と南会津高校へ運行しているスクールバス、スクールタクシーを表した体系図になります。

右下の囲みの部分をご覧くださいと思います。アからエまで4つの路線が記載されています。それぞれありますけども、アについては、荒海から田島駅を經由して、高校に向かうバス。イは、冬期間のみ運行される南会津高校のスクールバス。ウについては、南会津高校の寮に入っている舘岩地域から通っていらっしゃる、舘岩地域の生徒を週末に送迎するバス。エについては、舘岩地域から田島地域に通うためのスクールタクシーになります。現在4路線がこの通学支援ということで運行されております。

これに、来年度については、伊南・南郷地域から新南会津高校に通うためのバスが加わって、5つの路線が運行されることになるということでございます。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

こちらの、タイトルの的には通学支援事業一覧ということなんですが、まず、上のほうから説

明いたします。

上の表の左側に、田島高校と南会津高校にそれぞれ分けまして、それぞれの学校の通学支援の事業名、名称を記載しております。先ほど言った4つの現在走っているもの、そしてさらに、田島高校の3つ目になりますけれども、来年度からの運行予定のもの、その上に1つ、バス通学費補助ということで桧沢地区のお子さんを補助しているものもあります。そうしますと、補助的には全体で6つになることになります。

その隣は支出科目ということで書いてありますけれども、現在は大半が補助金ということで、同窓会、もしくは後援会に支出して、そちらのほうでバス、タクシーを運行していただいているという流れになっております。

ただし、一番下ですね、南会津高校の一番下になりますが、田島地域からのバス、荒海から走っているものですが、こちらについては、教育委員会の分室の予算にバスの運行委託料、燃料費、そういったものを計上しております、実質自営といたしますか、というような形で運行しております。

それでは、年度別にちょっと見ていきたいと思えます。

令和4年度を例にして、今年度を例にしてご説明をまずいたします。

令和4年度については、現在事業が執行中でございますので、予算額で計上しております。それ以外、5年度以降は見込額ということになります。

まず、一番上なんです、田島高校においては、館岩スクールタクシーが509万9,000円、その下が桧沢地区からのバス通学費補助が1万7,000円、1つ飛びまして、南会津高校においては、館岩地域の寮生バス90万円、冬季スクールバスが268万5,000円、そして田島地域からのバスが434万1,000円となっております。両校合わせまして、1,304万2,000円を計上しております。

これらの事業につきましては、もちろん県からの支援はございませんので、今のところ、現在町の、全額町負担ということになっております。

そして、隣の令和5年度をご覧ください。

令和5年度についても、館岩タクシー、桧沢のバス補助については金額同じで計上しております。そして、来年度から走る、運行する予定の南郷・伊南地域からのバスについては、2,674万8,000円ということで見込んでおります。こちらについては、県のほうで見積りを取って、出た金額を上げてございます。和泉田線が1,687万円、大桃線が1,077万8,000円ということで、一応利用者負担額、5人乗ると想定してなんです、90万円ということここでここに上

げまして、差引きで2,674万8,000円ということになります。

また、南会津高校におきましては、館岩の寮生バスは、利用者が来年度からいなくなるということで運行終了になります。冬季スクールバスが283万9,000円、田島地域からのバスが678万2,000円と見込んでおりまして、令和4年度は、両校合わせまして4,148万5,000円になると推計しております。

5年度と6年度については、先ほども言いました校舎方式を採用して、県のほうで高校の運営をされますので、南郷校舎が残ります。ですので、この分に関する経費もここに上がっておりまして、合計で約同額の4,100万円ほどの経費が全てでかかるということになっております。

次に、中ほどから下のところの県と町の負担額の表をご覧ください。

県教委から提示されました負担割合は、先ほどご説明しましたように、県50%、町50%ということでした。ですので、上に出てきた数字をそれぞれ分けて書いております。オレンジ色のところが県の負担額、そして緑色のところが町の負担額ということで、令和4年、5年と比較しましてもこのような形になります。

5年度で見ますと、全てで、先ほど言いましたように4,148万5,000円ですので、その半分、半額ということで2,074万円がそれぞれ県と町になるというふうに書いて、記載しております。そうしますと、町の負担が令和4年の約1,300万から2,000万円ということで、700万円ほど増えてしまうということになってしまいます。そういったこともありまして、このまま県の提案をなかなか承るわけにはいかないというようなことになりました。

そこで、その下に町の案ということで書かせていただいていますけれども、県の案に対しまして、町の考えをまとめまして、それを県に回答しております。令和5年と6年の南郷校舎分について、先ほど言ったように、県が校舎方式を採用したことによって生じた経費ということになりますので、この2年分の経費については、県が全額負担をしてほしいということを伝えましたということで先ほども申し上げましたが、具体的には、この5年と6年のところに黄色で塗ってありまして、赤でくくってある部分、ここがその部分になります。本来であれば、県の提案ですと、ここの部分もそれぞれ半分ずつ持つということなんですが、ここの部分については、校舎方式を採用した県の責任で全て県で持っていただきたいというような町からの考えを伝えております。

そして、仮にこのような負担割合になりますと、令和5年と6年の町の負担額というのが、一番下のところになりますが、1,500万から600万、1,500万から1,600万程度に抑えられまし

て、令和4年度と比較しましても、200万から300万の負担増で済むということになります。

また、令和6年で校舎方式が終了いたしますので、令和7年度以降については、新しい南会津高校、現田島高校への経費しかかからなくなりますので、町の負担について、年間1,500万円程度が続くということで、下のほうに長い矢印で記載があります。

一応この表につきましては、現在の想定される金額、乗車人数も含めてなんですけれども、それでお書きしております。いわゆる現時点の推計額ということになりますので、今後この数字が変動することもありますことをまず、皆様方にご承知おきいただきたいというふうに思っております。

現在、県において、財政当局との調整を含めまして、検討が進められているものと思っております。町としましては、県からの回答を待っている段階でございます。

また、県からの回答がございましたら、議会の皆様にもまた改めてご報告をさせていただきたいと考えております。

学校教育課からは以上でございます。

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

ないですか。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 統合に向かって粛々と進んでしまっているということで、これが決まれば、一步前に進んでしまうという状況だろうというふうに思うんですけども、中身に関してですけども、令和5年、令和6年度の南会津高校分を県のほうに全額持ってもらおうということなんですけども、これまでの南会津高校に対する、何だ、補助金じゃなくて何ていうのかな、これ、補助金かな、は、バス等だけではなかったと思うんですけども、予算書見ると、そうでないふうに書いてありますので、その分は残るんですね、応援するというか、補助金みたいなのは。

内容を申し上げますと、ここに書いてありますけども、南会津高校分は、寮費、冬季スクールバス運行費、生徒遠征費等を助成すると、助成金ですね、失礼しました。一般財源から521万円出ているんですけども、これ大体、例年このぐらい出ているんですけどもね。ですから、ほかの金額というのは、金額、いわゆるバス代は、スクールバス代は全額、一応町の提案だと、案だと、全額持ってもらおうと、令和5年、6年。だけど、ほかの助成金は今までどおり出すというふうな考えでよろしいですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 失礼しました。

議員おただしのおり、今現在、南会津高校の後援会に補助金が出ているわけなんです、そのうち、本日お話ししましたのは、スクールバスに関する経費、そして、先ほどご指摘のとおり、寮運営のための補助ですか、それと部活動の遠征費に対する補助というのがまた別にございます。その部分に関しては、来年度、再来年度まで継続して行っていく予定でございます。

〔「分かりました」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 なければ、私のほうから1点だけ。

この交通費との連動になると思うんだけど、バス代の連動になると思うんだが、寮には誰が入るの、そうすると。

学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 寮には誰が入るのかということなんですけれども、基本的には、地元の方ももちろん入ることもできると思います。例えば伊南、南郷の方で、部活動も一生懸命やるので、夜も帰りが遅くなると大変なのでそのまま泊まりたいという場合も利用ができます。さらには、県内、もしくは県外からも利用することができるようになると思います。

ただし、寮の、何ていうんですかね、空いている時間といいますか、泊まれる日にちが、曜日がですね、南会津高校と同じような形で月曜日から金曜日までですと、土日に寮を出なければいけないということにもなってしまいますので、そちらについては、そうならないように、他の地域から、遠くから来られる方のことも想定して、ずっと土日も泊まれるようなようにしていただくように今お願いはしました。

○室井嘉吉議長 あと、寮の開設に当たって、県のほうでは、当然にして食事も出すようになって思うんですね、寮の。そうすると、寮の人の人件費についても町で半分持ってけるだとか、そうしたことはないですか、それは。

はい。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

県で設置する寮になりますので、それに係る全ての経費は県が持つものと思いますし、今までの、過去の例でも、もちろん県が負担していると思います。

○室井嘉吉議長 あと、そうしたら、最後の1点。

これとの連動で支援学級の新設ということもあるわけですが、この辺の説明はその後一切ないんですか、県からは。どうですか、そこは。

学校教育課長。

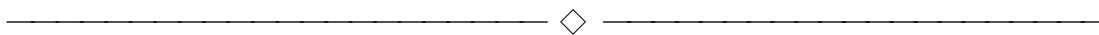
○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

県からは、7月の下旬だったんですけども、郡内の教育長が集まる会議がございまして、その席上で担当の課長のほうから説明がありました。

そこについては、35人程度の児童・生徒、そして、同じく35人程度の教職員という話がありまして、12学級ですね、小学生から高校生までの12学級を想定しているというような話がありました。

○室井嘉吉議長 分かりました。

それでは、(6) 高校統合に係る通学手段についてを終わります。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、町長からの協議議題は終了をしました。

上衣の着衣を願います。

これをもちまして、令和4年第5回南会津町議会全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時13分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉